

昭和町第6次総合計画

# 後期基本計画編

## 第1章

# 支えあう健やかな町を目指す

### 第1節

## 健やかな暮らしを支える 保健・医療の充実

### 1 ライフステージに応じた 保健事業の充実

#### 現状と課題

本町は総合会館（保健センター）を保健事業の拠点として、「健康寿命の延伸」を目的に、ライフステージに応じた保健事業を進めています。住民が心身ともに健康で自立した生活を送ることができるように支援するため、愛育会や食生活改善推進員会などの地域組織と連携した保健事業を展開しています。

母子保健では、妊娠・出産・育児期に渡る切れ目ない支援として、妊婦健康相談から妊娠中の健診や産婦健診など母親への支援と併せ、子どもの発達段階にあわせての各種相談や乳幼児健康診査、教室などを行っています。核家族化や地域とのつながりの希薄化、初産年齢の高齢化、ライフスタイルの変化等の中で、現代は子育てを家族のみに委ねることは難しく、子育て世代を身近な地域の中で支える仕組みを作ることが求められています。母子保健の重要な役割は、疾病や発達課題の早期発見だけでなく、親子問題の改善や支援にもあります。

成人・高齢者保健については、国民健康保険加入者への特定健診や後期高齢者健診、がん検診、健康相談、歯周疾患予防などを実施し、生活習慣病の早期発見・早期治療とあわせて、住民の主体的な行動変容への支援に努めています。しかし、特定健診やがん検診の受診率は横バイであり、職域等との連携や健康無関心層への啓発が課題となっています。また、高齢化と比例し、要介護認定者が増加している現状を踏まえ、更なる介護予防の強化を図る必要があります。

併せて、新型コロナウイルスなど感染症等の健康危機管理についても、国内外の動向を見据えながら、関係機関との連携を図り、フェーズごとの対応をスピーディに行う危機管理体制の強化が必要です。

#### 施策の方針

保健と医療・福祉、教育との連携を図りながら、ヘルスプロモーションの考え方に基づき、健康増進計画（第2次）の中間評価を行い、住民の健康の維持・増進に努めます。住民一人ひとりが疾病予防や社会生活を営むための機能の維持・向上等を図り、健康で自立した生活が送れること（健康寿命の延伸）を目指します。また、個人の健康は家庭・学校・地域・職場等社会環境の影響を受けることから個々の健康を守り支える環境づくりに努めます。

## 施策の体系

ライフステージに応じた保健事業の充実

- (1) 母子保健の推進
- (2) 成人保健の推進
- (3) 高齢者保健（介護予防）の推進
- (4) こころの健康対策の強化
- (5) 感染症等の予防対策の充実

## 施策の展開

### (1) 母子保健の推進

- ① 妊婦健康診査事業や乳幼児健康診査の充実に努めるとともに、愛育会などの声かけや見守りにより、健康診査への受診勧奨や地域の中での母子支援を進めます。
- ② 健康診査の結果や受診状況などに応じて、育児不安や発達などの事後指導の充実に努めます。また、福祉などとの連携により、子ども虐待、障がいや慢性疾患を持つ子どもへの支援策を検討します。
- ③ 安産教室や乳幼児相談、その他各種教室の充実を図るとともに、生後4ヶ月までの電話相談・訪問指導などを強化し、きめの細かい相談・支援に努めます。
- ④ 学校や地域との連携を図りながら、思春期ふれあい体験事業などの充実を図ります。
- ⑤ 子育て世代包括支援センターを中心に、特定妊婦への妊娠初期からの切れ目のない、かつきめ細かい支援等の充実に努めます。

### (2) 成人保健の推進

- ① 基本健康診査やがん検診などの内容の充実に努めるほか、受診率向上、健診結果

後のフォローなど、きめの細かい相談・指導を行います。

- ② 乳がん、子宮頸がんの検診の周知と受診率向上に努めるとともに、女性特有のがん予防と保健指導を充実します。
- ③ 様々な機会を活用し、基本健康診査やがん検診の受診勧奨に努めると同時に、精密検査未受診者への受診勧奨を強化します。
- ④ メタボリック症候群の予防に主眼を置いた、食生活・運動・たばこ等の生活習慣の改善に取り組みます。
- ⑤ 集団健診、人間ドックに加え、新たに進める個別センター健診において、受診者のライフスタイルやニーズに合わせた健康増進に努めます。

### (3) 高齢者保健（介護予防）の推進

- ① 介護保険事業との連携や役割分担を図りながら、認知症予防事業や転倒予防事業、低栄養改善事業などの介護予防対策を強化します。また、これら事業を通じて、閉じこもり防止などに努めます。
- ② 特定健診・後期高齢者健診を活用し、健康寿命の延伸を図ります。

### (4) こころの健康対策の強化

- ① 睡眠・休養などの実態把握に努めるとともに、睡眠・休養の必要性等について学習できる場の充実を図ります。
- ② こころの健康相談に随時対応し相談しやすい窓口体制作りに努めます。

### (5) 感染症等の予防対策の充実

- ① 感染症予防のための予防接種や高齢者の結核検診の充実に努めると同時に、正し

い知識の普及・啓発に努めます。また、医療機関との連携を図り、未接種者や未受診者への受診勧奨に努めます。

- ② 関係機関との連携を図りながら、新型コロナウイルスや各種感染症、HIV など、感染症に関する正しい知識や予防対策の普及・啓発に努めます。

## 2 健康づくりと医療体制の充実

### 現況と課題

本町は「広報しょうわ」やホームページなど様々な機会や媒体を活用して、健康づくりに向けた広報・啓発を進めているほか、地域の組織の活動とあわせて健康教育を開催し、日常生活の中で気軽に実践できる健康づくりの普及に取り組んでいます。

生活習慣の変化やストレス社会などを背景に、心と体の健康づくりはますます重要な課題となっていることから、生きがいくくりなど社会教育分野や、産業保健などとの連携を図りながら、健康づくりについての意識啓発に取り組む必要があります。

また、住民の健康に関する現状分析を行うと同時に、ヘルスプロモーション活動を進めるため、住民の主体性を重視し、住民が健康上好ましい生活習慣を取り入れやすいような環境づくりを推進することも重要です。

令和2年4月現在、町内には病院1施設、一般診療所25施設、歯科診療所15施設が診療を行っているほか、近隣には山梨大学医学部附属病院など、医療機関に恵まれた地域となっています。

今後、高齢化の進展に伴い、医療ニーズはさらに増大することが予想されることから、医療と保健・福祉との密接な連携を図りながら、地域医療体制の確立に努める必要があります。

### 施策の方針

昭和町健康増進計画（第2次）に基づき健康づくりのための場の確保や指導者の育成などを図り、住民の自主的な健康づくり活動を促進します。また、中巨摩医師会や中巨摩歯科医師会との連携を図り、地域医療体制の一層の強化を促進します。

### 施策の体系

健康づくりと医療体制の充実

- (1) 健康づくりへの啓発の推進
- (2) 心と体の健康づくりの推進
- (3) 地域医療体制の強化
- (4) 食育による健康づくりの推進

### 施策の展開

#### (1) 健康づくりへの啓発の推進

- ① 愛育会や食生活改善推進委員会などとの連携を図り、住民主体の健康づくり運動の推進と、健康についての講座や学習会などを開催し、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を進めます。
- ② 生活習慣に関する広報誌の活用やリーフレットの配布、ホームページ、SNSの活用などを通じて、健康についての正しい知識の普及に努めます。

## (2) 心と体の健康づくりの推進

- ① 軽スポーツ等を活用した健康づくりやストレス解消法などの普及を図るほか、住民の心と体の健康づくりのための啓発活動や個別相談・支援体制の充実を図ります。
- ② 医療機関の協力を得ながら、心の健康やストレス管理に関する相談・指導体制を充実します。

## (3) 地域医療体制の強化

- ① 中巨摩医師会や中巨摩歯科医師会との連携を図り、地域での保健・医療活動を支えるネットワークづくりを進めます。
- ② 休日や夜間の医療体制について、医師会や関係市町と連携し充実を図ります。
- ③ 医療と保健・福祉との連携を図りながら、在宅での医療、介護などの支援体制を強化します。

## (4) 食育による健康づくりの推進

- ① 保健センターを中心とした、栄養指導や食生活指導など各種食育に関する事業展開を検討、推進します。
- ② 昭和町食育推進会議を中心に、家庭や学校、地域、事業者等の関係団体と連携し食育ネットワークを構築し地域全体での食育の推進に努めます。
- ③ 食生活改善推進員を中心とした、各地域での食育の推進に関わる各種事業を実施します。また、ライフステージに応じた、適切な食習慣の普及に努めます。
- ④ 地域食材の普及や地域伝統料理の料理講習会の開催などにより、食文化の継承に努めます。

## 第2節

### 次代を担う子育ての支援

#### 1 保育の充実

##### 現況と課題

近年、核家族化の進行や女性の社会進出などにより、保育ニーズは多様化してきています。本町には公立保育所はありませんが、令和2年4月現在、民間保育所・認定こども園等が9か所あり、保育ニーズにあわせて延長保育や一時保育、障がい児保育などを行っています。また、げんきキッズクリニックでは、病児・病後児保育への対応を実施しています。

令和2年4月現在の保育所・認定こども園の入所定員数は774人で、これまで定員増員に努めてきましたが、園児数の増加や保育士不足もあり、転入児童や緊急性のある児童の受け入れの調整が難しい場合があります。近年、低年齢児の保育希望が増加傾向にあり、保育所・認定こども園等の協力を得ながら入所定員数の増加を促進するなどの対応が必要になっています。

平成17年度からは住民参加による在宅での育児支援の強化を図るため、ファミリーサポート事業を実施しています。

町内4か所の児童館では、小学生を対象とした放課後児童クラブ（定員320人：令和2年4月現在）を実施していますが、働く女性の増加や転入等に伴い、希望者は増加傾向にあり、定員を超えた受け入れを行っています。



放課後児童クラブの支援員を増やして待機児童を発生させない対応や、ファミリーサポート事業の有効活用などを図る必要があります。

### 施策の方針

多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図ると同時に、ファミリーサポート事業の有効活用を進めます。また、利用者の動向を踏まえながら、私立保育所・認定こども園等の施設や事業、定員数の拡大を促します。

### 施策の体系

保育の充実

#### (1) 保育サービスの充実

#### (2) 放課後児童クラブ等の充実

### 施策の展開

#### (1) 保育サービスの充実

- ①民間事業者の協力を得ながら、保育ニーズに対応できる定員数の確保に努めるとともに、負担の公平性に配慮した保育料の適時見直しを行います。
- ②保育所、認定こども園での延長保育や一時保育、特定保育などを拡充し、多様な保育ニーズへの対応を図ります。
- ③多様な保育ニーズに対応するため昭和町子ども・子育て会議等を活用し、保育施設等の公募や保育事業の拡大、定員数等の検討を行います。
- ④登録したサポーターによるファミリーサポート事業を推進し、住民相互の支えあ

いによる育児を推進します。また、ファミリーサポート事業を活用し、訪問による病後児保育などを進めます。

#### (2) 放課後児童クラブ等の充実

- ①児童館での放課後児童クラブを充実すると同時に、必要な設備、指導員の確保に努めます。
- ②保護者や地域住民などの参画を促進しながら、放課後児童クラブやその他児童館事業の充実を進めます。
- ③学校との連携を図りながら、児童館において、小学生と中学生、高校生などの異世代交流を図ります。
- ④障がい児放課後支援についての必要な情報収集と提供に努めるとともに、ファミリーサポートセンターとの協力等により事業の充実を努めます。

## 2 子育て支援体制の充実

### 現況と課題

子育ての責任は家庭が担うことが基本ですが、家庭や地域における子育て機能が低下し、子育てに対する不安や負担感の増大、さらには児童虐待などが問題となっています。

本町では、第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画に基づき、住民ニーズに応じた総合的な子育て支援施策を推進しています。

現在、福祉介護課といきいき健康課、子育て支援課では、保育をはじめ、子育てにかかわる様々な悩みや不安に対して随時、相談・支援を行っています。しかし、近年

の人口増加により子育てニーズは多様化していることから、子育てに関する様々な支援を行う拠点等が必要になります。

また、児童館では放課後児童クラブを行っています。放課後児童クラブ以外の小学校児童の利用や中学生などの居場所としての活用が期待されています。そこで、子育て支援として、児童館事業を展開しています。一方、児童館の効率的な維持・管理が必要であり、昭和町公共施設等総合管理計画及び公共施設長期保全計画に則し、老朽化した設備等の整備を検討します。

さらに、児童虐待の防止は大きな課題となっており、増加していることから、関係機関との連携を図りながら、要保護児童対策の充実・強化が求められます。

### 施策の方針

第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るとともに、庁内関係部署や関係機関との連携を強化し、総合的な子育て支援体制の構築を目指します。

子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく、きめ細かい支援を行います。また、子ども家庭総合支援拠点センターの設置に向けた検討を進め、子育て全般の支援体制の充実を図ります。

### 施策の体系

子育て支援体制の充実

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) 子育て意識の普及・啓発
- (3) 子育てしやすい地域環境の整備

### 施策の展開

#### (1) 子育て支援ネットワークの充実

- ① 保健・医療や福祉、教育などの関係機関とのネットワークを強化し、子育て支援のための課題解決や情報交換に努めます。
- ② 要保護児童対策協議会の活動を強化するため家庭相談員兼連絡調整員を配置し、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応、事後フォローなどの総合的な対策を進めます。
- ③ 要保護児童対策の充実・強化のため、子ども家庭総合支援拠点センターを設置し対応体制の充実を図ります。

#### (2) 子育て意識の普及・啓発

- ① 子育てにかかわる住民組織の活動を支援するほか、ボランティアの協力を得ながら、子育て支援や外国人の子どもへの支援の充実に努めます。

#### (3) 子育てしやすい地域環境の整備

- ① 児童館施設・設備の整備・充実を図り、子育てに関する相談や情報提供、親子の交流機会の確保など、子育て支援の総合的な拠点として子育て支援拠点センターを設置します。
- ② 児童館や小学校を活用するほか、公園整備、公園遊具の適切な修繕・整備に努めるなど、子どもの安全な遊び場を提供します。
- ③ 防犯パトロールや防犯に関する情報提供を充実し、安全に遊び、学ぶことのできる環境づくりを進めます。
- ④ 国や県の施策動向を検討し、教育費や医療費等、子育て世代への経済的支援施策を推進します。

## 第3節

# いきいきとした福祉社会の形成

## 1 高齢者福祉の推進

### 現況と課題

令和2年4月1日現在の本町の高齢化率は18.9%（住基）で、県平均や国に比べて率は低いものの、少子・高齢化は確実に進んでいます。

介護サービスについては、昭和町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、円滑なサービス提供を促進していますが、要介護・要支援認定者は年々増加しており、介護サービスの適正な利用を促す一方、介護予防対策や重度化防止対策などを強化し、介護保険財政の肥大化を抑制する必要があります。

また、平成29年度からは、地域支援事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始され、今後は町の実情に応じた、多様なサービスの充実を図ると共に、地域住民の支えあい活動の促進や高齢期の暮らし方などに対する意識啓発に努めていきます。

現在、社会福祉協議会が実施する「いきいき・ふれあいサロン」のほか、平成28年から始まった住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」が地域において普及し、閉じこもりの防止や介護予防に繋がっています。また、いきがいくラブ活動や公会堂などでの活動の支援などを通じて、高齢者の自主的・創造的な余暇活動の機会を提供しています。

また、(社) 峡中広域シルバー人材センターは、高齢者の生きがい就労の機会を提供するなど、活力ある高齢社会の構築を図っています。

今後、これらの活動を通じて、住民相互の支えあいなども促すとともに、ICT\*の利用検討を進め、福祉活動の効率化、利便性向上、費用の肥大化抑制を図りながら高齢社会に対応できるまちづくりに取り組む必要があります。

\* ICT（情報通信技術 - Information & Communications Technology の略）

### 施策の方針

高齢期の過ごし方などについての啓発活動を強化するとともに、認知症対策を含めた介護サービスの充実を図ります。また、介護予防対策を強化し、日常生活での自立の維持に努めます。さらに、いきがいく

### 高齢化率の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口（人）	19,530	19,871	20,135	20,412	20,600
65歳以上人口（人）	3,532	3,636	3,738	3,818	3,929
高齢化率（%）	18.1	18.3	18.6	18.7	19.1

資料：福祉課（住民基本台帳：10月1日現在）



ラブ活動などを支援するとともに、高齢者の豊かな知識や経験を生かしながら、地域での多様な生きがい活動の機会を拡充します。加えて、住民主体の介護予防活動である「いきいき百歳体操」の普及啓発及び、活動中のグループ支援を強化します。

また、今後は「生活支援体制整備事業」を開始し、ボランティアや民間団体等が、個別のニーズに合った柔軟な生活支援を行い、高齢者が生きがいを持って社会参加できる仕組みづくりを推進します。

### 施策の体系

高齢者福祉の推進

- (1) 高齢社会に向けた仕組みづくり
- (2) 介護予防・認知症対策の強化
- (3) 介護サービスの充実
- (4) 生きがい対策の推進

### 施策の展開

#### (1) 高齢社会に向けた仕組みづくり

- ① 高齢期の健康づくりや介護予防を考える学習機会、広報活動を充実し、健やかな長寿時代を送るための意識啓発を強化します。
- ② 地域での見守り活動、ネットワークづくりや声かけ運動などを促進し、身近なコミュニティでの支えあいの仕組みづくりを進めます。
- ③ 老人福祉センターなどの有効活用を図るとともに、安全面や利用者ニーズなどを踏まえて、老朽化した施設の改修や必要な設備の改善・整備に努めます。

#### (2) 介護予防・認知症対策の強化

- ① 地域包括支援センターの体制強化や地域支援事業の推進等を通じ、地域での介護予防事業の充実を図ります。
- ② 社会福祉協議会などとの連携を図りながら、外出支援サービスや配食サービスなどの生活支援サービスを推進します。
- ③ 徘徊高齢者対策の充実や認知症サポーターの養成を推進し早期の認知症対応の充実と住民への意識啓発を図ります。
- ④ 認知症支援体制を構築し、地域の実情に応じて認知症の人やその家族への支援の充実を図ります。

#### (3) 介護サービスの充実

- ① 介護保険事業計画の着実な推進を図り、居宅サービスや施設サービスの質、量の確保に努めます。
- ② 地域密着型サービスの実施とサービス供給の確保のため、近隣市町と連携します。
- ③ 介護保険サービスの適切な利用を促し、身体機能の維持や重度化の防止に努めます。
- ④ 関係機関との連携を図り、介護サービス事業者への適切な指導を行いながら、自立支援に資する介護サービスの確保に努めます。

#### (4) 生きがい対策の推進

- ① 生涯学習分野などとの連携を図りながら、学習・文化活動や趣味活動などでの高齢者の自主的な活動や団体運営を支援します。
- ② (社) 峡中広域シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者のための多様な就労機会の創出に努めます。

- ③環境保全や学習・文化、子育て支援などの分野での高齢者のボランティア活動を促進するとともに、ボランティア活動を通じた異世代交流の機会を拡充します。
- ④ウォーキングや軽スポーツなど、高齢者の体力や健康状態に応じた多様なスポーツ・レクリエーションの機会の拡充に努めます。

## 2 障がい者（児）福祉の充実

### 現況と課題

障がい者に関わる法制度は大きく変わり、平成15年度には、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する措置制度から、利用者の自己決定を基本とした支援費制度へと改められ、平成18年度には、障がいのある人が自立した生活を営むことができるように必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず安心して地域で暮らすことのできる社会を実現することを目的とした障害者自立支援法が施行されました。平成25年度からは、障害者総合支援法として難病等もその対象となりました。

本町では、中央市と協同で障がい者基幹相談支援センターを開設しているほか、障がい者福祉会などの当事者団体の活動を支援し、障がい者の視点にたった生活援助に努めています。また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活で生じる障がいのある人やその家族の緊急事態に対応するために地域生活支

援機能の強化を図ることを目的とする「昭和町地域生活支援拠点事業」を令和2年4月から実施しています。

障がい者の社会参加では、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所において、就労を通じた参加・交流を促進しているほか、障がい者スポーツ交流会や障がい者社会見学バス事業などを行っています。今後、障がい者の社会参加を促進するため、民間事業者の理解を得ながら就労の機会の拡大を図るとともに、地域での交流機会を拡大し、障がいの理解につなげることも望まれます。また、障がい者への虐待防止・権利擁護、防災などの課題にも取り組む必要があります。

### 施策の方針

居宅・施設サービスの充実に努めるとともに、居宅サービスの効果的な利用を促進します。また、地域での参加・交流を促進し、障がいの有無にかかわらず、地域とともに暮らすことのできる環境づくりを目指します。

また、令和2年度に策定した第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に沿って、障がい者施策を総合的に推進します。

### 施策の体系

障がい者（児）福祉の充実

- (1) 居宅サービスの充実
- (2) 施設の整備
- (3) 自立と参加の促進

## 施策の展開

### (1) 居宅サービスの充実

- ① 障がい者福祉計画を策定し、在宅の障がいのある人に対してホームヘルプサービスやデイサービス、補装具の給付などの計画的な整備・充実を図ります。
- ② 中央市・昭和町障がい者相談支援センターと連携し適切なサービス提供やその他関連制度に関する情報提供を進めるとともに、地域の相談窓口の周知に努めます。
- ③ 福祉と保健・医療との連携を図りながら在宅精神障がい者への相談・指導を充実するとともに、ホームヘルプサービスなどの居宅生活支援事業の拡充に努めます。
- ④ 保健センターにおいて、子どもの発達や成長面での不安・悩みについての相談に応じるほか、中北保健福祉事務所との連携により、難病患者への相談・指導の充実などに努めます。
- ⑤ 保健施策との連携を図りながら、障がいの原因となる疾病予防に努めるほか、生活支援のための相談・援助の充実を図ります。

### (2) 施設の整備

- ① 広域的な調整と連携を図りながら、自立訓練や就労移行支援など、障がいのある人を地域生活に移行させるための施設整備を働きかけます。
- ② 障害児者通所施設などへの支援を行うと同時に、利用者の動向を見据えながら、必要な設備などの充実を支援します。

### (3) 自立と参加の促進

- ① 障がい者福祉会や心身障害児者父母の会など当事者団体の活動を支援し、障がいのある人の社会参加を促進します。
- ② 文化活動やスポーツ・レクリエーションを通して、地域における参加・交流を促進します。また、参加・交流の機会を活用し、住民の障がいに対する理解を促します。
- ③ ボランティアや当事者団体との連携を図りながら、地域での交流機会の創出に努めます。
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に基づき、広報・啓発活動を強化しながら障がい者の雇いを促進し、障がいのある人の自立を支援します。

## 第4節

### 地域力の強化による 安定した暮らしの確保

#### 1

### あたたかな福祉風土の醸成

#### 現況と課題

地域での支えあいは孤立感の解消や安心感の創出など、住民の暮らしにとって大きな役割を果たしています。令和2年9月末現在、本町では、25のボランティア団体が活動し、子育て支援や施設慰問をはじめ、「ふれあいランチ」や「いきいき・ふれあいサロン」などの社会福祉協議会事業へ積

極的に協力しています。

社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、住民の自主的なボランティア活動の拡大に努めているほか、ボランティア交流会や先進地視察などを行い、ボランティア団体相互の連携や学習機会の提供に努めているところです。

しかし、一部ではボランティアの高齢化もみられることから、体験機会などを拡充しながら、新たなボランティアの育成・確保を図る必要があります。

地域で安心して生活できる環境づくりを進めるためには、小地域での支えあい活動やボランティア活動の輪をさらに拡大していくことが期待されます。

そこで、社会福祉協議会の活動を支援し、学校や地域での福祉教育の推進に努めるとともに、小地域を単位とした組織的な福祉活動を促進する必要があります。

さらに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、行政との連携を図り、生活支援ニーズの把握からサービス提供までの仕組みを強化するなど、地域福祉のための条件整備を進めることなどが期待されます。

### 施策の方針

社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携を図りながら、福祉意識の普及・啓発に努めるとともに、地域福祉を進める体制づくりに努めます。また、だれもが気軽にボランティア活動に参加できる条件整備を進めます。

### 施策の体系

あたたかな福祉風土の醸成

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 地域ケアサポート体制の強化
- (3) ボランティア活動の促進

### 施策の展開

#### (1) 福祉のまちづくりの推進

- ① 異世代交流や障がいのある人との交流機会を拡充し、支えあい意識の醸成やノーマライゼーション理念の普及に努めます。
- ② 民生委員・児童委員の活動を促進し、地域での相談・指導体制の充実に努めます。
- ③ 公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、新たな公共施設や公園整備に当たっては、ユニバーサルデザインの導入に努めます。

#### (2) 地域ケアサポート体制の強化

- ① 住民の参加と協働を図りながら、地域福祉計画の推進に努めます。また、進捗状況を定期的に評価し、必要な改善を行う仕組みを構築します。
- ② 住民やボランティア団体、NPO法人、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、当事者団体などとの連携を強化し、福祉ニーズの発見からサービス提供までを総合的に支えるネットワークを構築します。
- ③ 保健、医療、福祉、教育、その他生活関連分野の連携を図りながら、情報の共有化や迅速なサービス提供に努めます。
- ④ 地域ケア会議などを活用しながら、福祉



サービスのニーズを有する人への適切なサービス提供を図るほか、生活状況に配慮した総合的な支援体制づくりに努めます。

### (3) ボランティア活動の促進

- ①健康づくりや生きがいづくりなどを支えるボランティアの確保に努めると同時に、研修や体験活動の機会を充実します。
- ②社会福祉協議会や福祉施設などとの連携を図りながら、学校や地域での福祉教育を進めると同時に、ボランティア活動を通じて子どもの頃から福祉の心を育む機会を拡充します。
- ③ボランティアの組織化を支援するとともに、ボランティア活動の助言相談、調整などを行う指導者の育成に努めます。
- ④研修会の開催や広報紙の発行により、ボランティア活動についての情報提供や福祉についての啓発活動に努めます。

## 2 生活福祉と社会保障の推進

### 現況と課題

本町の母子世帯数は、近年の結婚・家族についての価値観の変化などを背景に増加しています。父子世帯については、保育所の入所時や小学校への就学時などの機会を活用して把握に努めていますが、的確な把握は難しい状況です。

本町は、母子家庭に対して、支援制度などの相談を随時実施していますが、今後、町・県社会福祉協議会等関係機関との連携により、就労など生活自立に向けた相談・

指導を一層強化する必要があります。

介護保険制度では、高齢化に比例し要介護認定者も増加しており、介護給付の適正化が課題となります。そこで、介護予防や要介護状態の重度化の防止、保険料の徴収に努め、負担と給付のバランスに留意しながら、介護保険事業の効率的な運営を進める必要があります。

国民健康保険制度については、高齢者数の増加や医療の高度化などにより医療費が増加し、医療費の適正化が課題となっています。そのため、特定健診の推進や制度の啓発活動を進めてきていますが、今後も国民健康保険制度の財政基盤の安定化に向けた対策を強化する必要があります。

国民年金制度は老後を支える大きな柱ですが、厳しい経済状況や若者の将来的な年金給付への不安などにより、年金保険料の未納対策が課題となっています。そのため、本町は役場内の関係窓口をはじめ、様々な機会を活用し、制度の周知に努めています。

今後も、関係機関との連携を図りながら、将来の無年金者の防止に向けて、国民年金制度についての理解を深める必要があります。

低所得者福祉では、長引く景気低迷などを背景に、生活保護受給者数は増加傾向にあり、一度受給すると自立更生までにかかなりの期間を要しているのが現状です。そのため、関係機関との連携を図るとともに、生活困窮者自立支援事業などにより、早期自立に向けた生活・就労指導の強化や関連施設の有効活用に努める必要があります。



## 施策の方針

ひとり親家庭の精神的不安の解消を図るとともに、生活の安定化に向けた指導・相談の充実に努めます。

また、介護保険制度では、PDCA サイクル\*を徹底することで保険者機能を強化させ、保険料の徴収及び制度運用の適正化に努めます。

さらに、医療費の適正化を促進し、高齢者医療制度や国民健康保険財政の健全化を図るほか、低所得世帯の自立更生を促進します。

\* P (PLAN - 計画) → D (DO - 実行) → C (CHECK - 検証) → A (ACTION - 行動) と計画を検証しながらより精査した実施活動としていく事。

## 施策の体系

生活福祉と社会保障の推進

- (1) ひとり親家庭福祉の充実
- (2) 低所得者福祉の推進
- (3) 介護保険制度の推進
- (4) 国民健康保険制度等の推進

## 施策の展開

### (1) ひとり親家庭福祉の充実

- ① 自治会などとの連携を図りながら、ひとり親家庭の実態把握に努めます。
- ② 民生委員・児童委員などによる相談・指導を充実し、ひとり親家庭の日常生活での心配事や精神的不安の解消に努めます。

③ ひとり親家庭福祉の活動を支援し、ひとり親家庭の相互交流などを通じて、自立を促進します。

④ ひとり親家庭への医療費や保育料、放課後児童クラブ利用料などの負担軽減を図り、自立のための生活支援に努めます。

### (2) 低所得者福祉の推進

① 関係機関との連携を図り、援護ニーズの把握や関係機関と連携し、生活困窮者自立支援事業など各種制度の有効活用を進めます。

② 生活指導や就労指導の充実に努め、生活の自立に向けた活動を支援します。

③ 既存の福祉施策の有効活用などにより、経済的に困窮している家庭を支援します。

### (3) 介護保険制度の推進

① 介護予防事業を推進するほか、保険料負担のあり方についての広報・啓発活動を強化し、介護保険財政の健全な運営に努めます。

② 関係機関との連携により、介護保険制度やサービスについて情報提供の充実に努めるとともに、相談や苦情への適切な対応に努めます。

### (4) 国民健康保険制度等の推進

① 特定健診・特定保健指導の受診率及び実施率の向上を推進し、疾病の早期発見・予防に努めるとともに、適正な受診と健康管理意識の高揚を促し、医療費の適正化を促します。

② 国民健康保険制度や高齢者医療制度についての広報・啓発活動を推進し、納付意

識の向上を図るとともに、口座振替の促進や窓口での納付相談など、納付しやすい条件整備を進めます。

- ③ 国民年金制度については広報・啓発活動への積極的な協力や関連窓口での情報提供などにより、未加入者の防止に努めます。



## 第2章

# 豊かな心と文化を育む町を目指す

### 第1節

## 生涯学習社会の創造

### 1

## 生涯学習推進体制の整備

### 現状と課題

生涯学習の拠点は中央公民館となっておりますが、施設が狭く、老朽化が進んでいるため、拠点となる場の確保が課題となっております。一方、昭和町風土伝承館杉浦醫院の開設により、学習目的や内容によって、相互利用が可能となっております。

生涯学習の学習ニーズは年々、多様化、高度化しており、本町では、昭和町社会教育計画を策定し、中央公民館、杉浦醫院を拠点として、時代や社会の変化を見据えた学習機会の提供を進めています。

また、関係団体との連携を図りながら、学習活動を支える人材やリーダーの育成・確保にも努めています。

生涯学習の推進体制は、社会教育委員の会議や公民館運営審議会を中心に、昭和町子どもクラブ指導者連絡協議会、昭和町文化協会、昭和町スポーツ協会などの団体が相互に連携を図りながら形成されています。

今後も、生涯学習指導者の育成・確保に向けて取り組むとともに、広報誌やホー

ムページなどを積極的に活用し、生涯学習情報の提供を一層推し進める必要があります。

### 施策の方針

生涯学習拠点の計画的な整備を公共施設あり方検討会において調査・検討するとともに、社会教育計画の評価や学習ニーズに応じた見直しを進めます。また、関係団体との連携を図りながら、相談・指導体制の強化を図ります。

### 施策の体系

生涯学習推進体制の整備

- (1) 生涯学習基盤の整備
- (2) 学習情報の充実

### 施策の展開

#### (1) 生涯学習基盤の整備

- ① 生涯学習拠点となる施設の整備について調査・検討を進めます。
- ② 町民の学習ニーズや時代のニーズを踏まえ、社会教育計画を策定するとともに学習メニューや講座の見直し、充実に努めます。
- ③ 社会教育委員と連携し、学習ニーズの把握や活動課題などの情報共有や連携に努めます。



## (2) 学習情報の充実

- ① 山梨県生涯学習推進センターや周辺市等との連携により、広域的な講座・教室や生涯学習イベントなどに関する情報収集に努めると同時に、参加を容易にするための情報提供を充実します。
- ② ホームページなどを活用しながら、町の歴史・文化、自然などに関する情報発信を充実します。
- ③ 多様な学習ニーズに応じた指導者やリーダーの発掘や育成に努めるとともに、人材情報の収集・充実を図ります。

## 2 生涯学習の促進

### 現況と課題

本町では、中央公民館や杉浦醫院、町立図書館を中心に、講座・教室や各種事業の開催に努めています。

学習講座としては、「現代的課題学習」と町民のニーズに基づいた「趣味的学習」をバランスよく開催するよう努めるとともに、子どもから高齢者まで、幅広い年代層への生涯学習機会の提供にも努めています。

町立図書館では、県立図書館を中心とした蔵書検索・相互貸出のネットワークサービスやホームページ貸出予約等により、住民の読書機会と利便性の向上に努めています。また、「図書館まつり」や「季節のおはなし会」、「ブックスタート事業」「セカンドブック事業」などを実施し、読書への親しみづくりに努めています。

町立図書館は、開館当初より、利用者数

も増えるとともに、読書ニーズ、学習ニーズの多様化から、現状の施設では広さや蔵書保管などにおいて課題が出てきています。

今後、中央公民館の施設整備の検討に合わせて、町立図書館の整備も含めて検討を進め、事業内容や利用者数に対応できる施設の確保・整備を検討する必要があります。

また、学習情報の提供を一層充実させ、特色ある学習活動を通じ、郷土への理解と愛着の醸成を図る必要があります。

### 施策の方針

住民の学習意欲に対応した学級・講座内容を拡充するとともに、図書館事業の充実を図ります。また、インターネットの有効活用や学習サークルの育成などを進め、住民の自発的な学習活動を支援します。

### 施策の体系

生涯学習の促進

- (1) 学習機会の拡大
- (2) 図書館事業の充実

### 施策の展開

#### (1) 学習機会の拡大

- ① 講座・教室の修了者などを対象に、主体的なサークル活動や自主的な教室運営などを支援します。
- ② ボランティアや有識者の協力を得ながら、昭和町の歴史や自然、課題などを学習する機会を拡充します。
- ③ 中央公民館や杉浦醫院を拠点とした文化

協会や学習グループによる学習教室や郷土文化の保全に関わる事業の推進など、自主的な学習活動や郷土文化伝承を促す仕組みづくりを進めます。

## (2) 図書館事業の充実

- ①生涯学習施設の整備に合わせて、図書館の整備や運営、管理方法について調査・検討します。
- ②利用者ニーズに応じた蔵書や視聴覚資料などの拡充と、手狭な書架スペースの改善を図りながら、ホームページでの貸出予約システムのほか必要な機器を整備充実します。
- ③広域的な図書館ネットワークの有効活用を促進するほか、近隣自治体との連携を図りながら、蔵書や資料の重点整備を図ります。
- ④ブック・スタートやセカンド・ブック、絵本教室、おはなし会などの充実を図り、子どもの時から読書に親しむ事のできる機会を拡充します。
- ⑤図書館ボランティアやボランティア・サークルの育成を進めます。
- ⑥町政をはじめ、町の歴史や人材など、地域に関する様々な情報を知ることができる企画や貴重図書コーナーなどの充実を図ります。
- ⑦図書館の相談機能やレファレンス機能を強化し、学習の助けとなる資料提供に努めます。

## 第2節

### 地域の文化とスポーツの振興

#### 1 芸術文化活動の振興

##### 現況と課題

本町では、昭和町文化協会の会員数が近隣市町と同様に年々減少していますが、専門部ごとには様々な活動を行っています。町では、文化協会の活動を支援するとともに、住民の自発的な芸術・文化活動を促進しています。文化協会に加盟する各専門部や中央公民館自主サークルは、中央公民館はじめ町内の施設を会場に様々な事業やイベントを開催し、住民に文化活動への参加機会を提供しています。

そのほか、文化祭などの機会を活用して、住民の発表や展示の機会を提供するほか、優れた芸術を鑑賞する機会の提供に努めています。

また、町内の文化財としては、国登録有形文化財である杉浦家住宅をはじめ、県指定文化財である妙福寺の鰐口や、町指定文化財である石原家古文書や源義清公館跡、正法寺の半鐘などがあります。加えて、各地に残る地蔵や道祖神、碑などをはじめ、かすみ堤や地方病撲滅に関する資料など、様々な歴史・文化遺産があります。

杉浦醫院の展示スペースの活用などにより、広く文化遺産の公開を図るとともに、民俗資料は今後も収集、保存する必要があります。



本町は、転入人口が多いことから、ふるさととしての愛着感や郷土愛の醸成に努めなくてはなりません。昭和町の歴史・文化を伝えていく取り組みや町内の歴史・文化遺産の保全・活用に取り組む中で、ふるさと意識の定着を図っていく必要があります。

### 施策の方針

芸術・文化に親しむ機会を拡充するとともに、活動の場の整備や文化協会などの育成に努め、住民の主体的な芸術・文化活動を促進します。また、地域の歴史や文化の保全と継承に努め、郷土意識の醸成に努めます。

### 施策体系

芸術文化活動の振興

- (1) 芸術文化活動の促進
- (2) 芸術文化団体の育成
- (3) 文化財保護の推進
- (4) 文化遺産の継承・活用の促進

### 施策の展開

#### (1) 芸術・文化活動の促進

- ① 町内外の芸術・文化団体の協力を得ながら、住民の芸術・文化活動を支援する講師や指導者の確保に努めます。
- ② 芸術・文化活動に関する広域的な情報提供に努めるほか、町内や近隣での芸術・文化の鑑賞を支援するなど、優れた芸術・文化に親しむ機会を拡充します。
- ③ 学校や地域、関係団体などとの連携を図

り、身近な地域で様々な芸術・文化活動を体験することのできる機会を拡充します。

#### (2) 芸術・文化団体の育成

- ① 芸術・文化団体の練習や創作・発表の場の確保に努めると同時に、一般住民への参加や鑑賞の呼びかけを促進します。
- ② 芸術・文化イベントや中央公民館事業、学校との連携などを通じて、芸術・文化団体の活動推進や発表の場づくりに努めます。

#### (3) 文化財保護の推進

- ① 指定文化財の適切な保存を図ります。
- ② かすみ堤や史跡等の調査・研究を進め、関連資料の適切な保存に努めるほか、文化財審議会の意見を求める中で、必要に応じて文化財指定などを検討します。
- ③ 文化財について情報を把握し、基礎資料の整理を進めます。また、文化財の調査・研究のための体制を充実します。

#### (4) 文化遺産の継承・活用の促進

- ① 伝承行事の担い手づくりや古くから伝わる身近な生活文化の掘り起こしを進め、伝統文化を継承する活動への支援に努めます。
- ② 学校教育や生涯学習の機会を活用し、地域の歴史や文化財についての周知を図るとともに、地域の文化遺産の保存・継承についての意識の醸成や担い手づくりに努めます。
- ③ 文化財をまちづくりに活かすため、住民ボランティアによる保護・活用のためのネットワークづくりを促進します。

## 2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

### 現況と課題

本町では町立温水プール、総合体育館などのスポーツ・レクリエーション施設の開放や、学校体育施設の社会体育施設としての夜間開放を行っています。加えて、押原公園のグラウンドや総合型地域スポーツクラブ「カメラリア」など、町内のスポーツ環境は充実度を増しています。

一方、施設の効率的な維持・管理が必要であり、昭和町公共施設等総合管理計画及び公共施設長期保全計画に則し、老朽化した施設や設備の整備を図りつつ指定管理者制度の導入も含めて検討しています。

スポーツ教室では、町および各種団体による事業の開催や昭和町みんなのスポーツ推進協議会による昭和町スポーツフェスティバルなど競技スポーツから健康づくりまで幅広い取り組みを行っています。

スポーツ団体としては、スポーツ協会やスポーツ少年団、各地区の体育部などがあり、それぞれ活発に活動しています。また、スポーツ団体による自主活動をはじめ、スポーツ推進委員や各種団体が協力して、スポーツ少年団運動会や子どもクラブ球技大会、軽スポーツ教室、ニュースポーツを紹介するなど、それぞれの世代や運動負荷に見合った運動の場の創出を行っています。

スポーツは青少年の健全育成や体力づくり、健康づくり、地域住民との交流を深める場や生きがいづくりの場としてなど様々な場面で重要な役割を担っていることから、スポーツ教室などの充実を図りながら、

住民の自発的なスポーツ活動を促進する必要があります。

さらに、競技スポーツの振興とあわせて、個人の体力や目的に応じたスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の整備や効率的な維持・管理などの条件整備を図る必要があります。

### 施策の方針

スポーツを通じて人と地域が輝くまちを目指し、活動を促進します。これを達成するためにスポーツが生活の一部になり、スポーツに親しみ、定着できるような、生涯スポーツ社会の構築、スポーツを通して町民の交流が深まり、地域の一体感や活力が醸成される地域づくり、これらを具現化できるように町民のニーズに即したスポーツ環境の整備、スポーツリーダー、スポーツ指導者の育成を図るなど施策の実施を行います。

### 施策の体系

スポーツ・レクリエーション活動の充実

- (1) スポーツ施設の整備・充実
- (2) スポーツ機会の拡充
- (3) 指導体制の強化

### 施策の展開

#### (1) スポーツ施設の整備・充実

- ① 住民の利便性に十分配慮しながら、施設運営の指定管理者制度などの導入を検討すると共に各種施設の効率的な管理・運営に努めます。

- ②利用者ニーズや効率性・安全性などを踏まえ、体育施設の設備の充実や計画的な更新を図ります。
- ③安全対策に配慮しながら、社会体育施設としての学校開放による小・中学校のグラウンドや体育館などの有効活用を促進します。
- ④町立温水プール施設について、町民の健康づくりのための施設として、また、町内小中学校での利用を含め、総合的に、あり方、運営等を検討します。

### (2) スポーツ機会の拡充

- ①スポーツフェスティバルや各種スポーツ教室、ニュースポーツ大会などの開催を進め、スポーツに親しむ機会を拡充します。
- ②スポーツ協会などとの連携を図りながら、幅広い年齢層が参加できる軽スポーツの普及やスポーツ企画の充実を図ります。
- ③総合型地域スポーツクラブ「カメラリア」や町外のスポーツ団体、プロスポーツ選手などとの交流を促進し、年間を通じた各種スポーツ教室を実施するなど、町民のスポーツ機会の充実に努めます。
- ④スポーツ協会専門部やスポーツ少年団による競技スポーツ教室や大会の開催、各種目の入門教室などの充実を図ります。
- ⑤民間団体と連携を図り、既施設等を利用した健康増進の運動指導などの整備を進めます。

### (3) 指導体制の強化

- ①講習会や研修会への参加を支援し、種目に応じたリーダー及び指導者の養成を図ります。

- ②総合型地域スポーツクラブ「カメラリア」と連携し、プロスポーツ選手との交流機会を拡充し競技スポーツにも対応できる体制づくりに努めます。

## 第3節

### 子ども達への教育の充実

#### 1

#### 就学前教育の充実

##### 現状と課題

本町には幼稚園はありませんが、隣接する市の幼稚園に通う幼児も多くみられます。人格形成の基礎となる幼児期の教育は、健全な成長を促すための重要な役割を果たします。そこで、保護者への教育・啓発の機会を拡充しながら、家庭教育のための基本的な養育知識の普及を図る必要があります。

現在、本町では、親子で参加できる教室や家庭教育セミナーなどのほか、保健・福祉分野との連携を図りながら、子育て相談の充実や保育所による育児講座などを実施しています。

今後も保健・福祉分野との連携を図りながら、家庭教育や育児についての相談・指導体制を強化するとともに、保護者に対する教育機会の拡充に努める必要があります。

さらに、保育所や児童館および関係団体との連携や情報交換を促進し、就学前教育の推進体制を強化します。

## 施策の方針

保健・福祉分野との連携を図りながら、家庭教育を支援するための相談・指導体制を強化するとともに、地域において家庭教育を学ぶための機会を拡充します。

## 施策の体系

就学前教育の充実

- (1) 就学前教育体制の充実
- (2) 幼児教育や相談・指導の充実

## 施策の展開

### (1) 就学前教育体制の充実

- ① ファミリーサポーターの育成や活動を通じて、子育ての経験者の知恵や経験などを活用しながら家庭教育の支援を行う仕組みを構築します。
- ② 子育て支援拠点センターを設置し、育児や家庭教育に関する相談・指導に対応できる体制を強化します。

### (2) 幼児教育や相談・指導の充実

- ① 母子保健事業などと連携し、地域における育児や家庭教育に関する相談・指導の充実を図ります。
- ② 国の動向や保護者の意向などを踏まえ、認定こども園への移行施設への取り組みに対する支援を検討します。

## 保育の状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
保育園・認定子ども園在園数	764	780	809	801	802
放課後児童クラブ利用者数	290	370	413	492	510

資料：福祉課（4月1日現在）

## 2 学校教育の充実

### 現況と課題

本町の義務教育施設は小学校3校、中学校1校で、令和2年4月1日現在、小学生が1,303人、中学生が565人となっています。

全国的には、少子化による児童・生徒数の減少が見られるものの、本町では土地区画整理事業を行うことで、定住者及び転入者が増え、それとともに、児童・生徒数も増加してきました。今後も住宅地の開発事業により、少しずつ増加していくと見込まれています。

学校施設等の整備は、常永小学校の新設（平成14年度）、押原小学校の改築（平成16年度）、学校給食施設の整備（平成16年度）、西条小学校の増改築（平成18年度）及び押原中学校の増改築・耐震改修（平成19年度）を進めて来ましたが、すでに施工後10年以上を経過している建物もあります。今後は、学校施設長寿命化計画による施設の修繕や児童・生徒数の増加、少人数学級に対応した施設整備が求められています。

学校教育では、昭和町教育方針（教育大綱）に示す教育の基本方針に基づき各小・中学校で学校教育目標を定め、確かな学力の定着を目指すとともに、児童・生徒の個性と自立性を育む教育を推進しています。



あわせて、不登校児や外国人の児童・生徒、障がい児などへの対応を強化するため、町単教員・教育指導員等の配置や中央市・昭和町教育支援センター「にじいろ教室」を開設するほか、グローバル化を見据えた小学校低学年からの英語教育やGIGAスクール構想による学校ネットワークの環境整備など、時代やニーズに対応した教育環境づくりを進めてきています。

今後、「新しい時代を担う人づくり」を理念に、各学校の特色を活かしながら、学力の定着や豊かな人間性の涵養などに努めるとともに学校と家庭、地域との連携を図り「押原教育」の良い伝統を受け継ぎ、地域・時代にあわせた「昭和教育」の実践を進めることが期待されます。

### 施策の方針

学校施設やインターネット環境の計画的な整備を推進するとともに、コミュニティスクールを核に「地域とともにある学校」づくりを目指し、個性や創造性を伸ばす教育の実践に努めます。また、研修・研究会の拡充などによる教員や指導者の資質向上を図るほか、教育指導監を配置し、学校と家庭、地域との連携を強化し「昭和教育」の創造と実践を目指します。

### 施策の体系

学校教育の充実

- (1) 教育環境の充実
- (2) 教育内容の充実
- (3) 指導体制の強化

(4) 家庭・地域と連携した特色ある教育の推進

(5) 高等学校等との連携の促進

### 施策の展開

#### (1) 教育環境の充実

- ① 学校施設や教育機器の計画的な整備・充実に努めます。
- ② 災害時の避難拠点として地域防災機能の充実を図ります。
- ③ 児童・生徒数の推移などを考慮しながら、必要に応じて通学区域の適正化を検討します。
- ④ 学校保健や感染症対策の充実を図るとともに、スクールカウンセラーによる児童・生徒の悩みなどに対応する体制を強化します。
- ⑤ 昭和町の未来を担う子どもたちの可能性を広げるために、町独自の「公営塾」を開設し、最適な教育環境を整えます。

#### (2) 教育内容の充実

- ① 昭和町教育方針（教育大綱）の基本理念に則した指導方針の実践を通じて、地域や学校の特色を生かした創意ある教育課程の確立を図ります。
- ② 教育課程の編成や授業内容の工夫などを進め、児童・生徒の理解度に応じたきめ細かい指導に努め、基礎・基本の定着による学力向上を図ります。
- ③ 学習指導要領の改訂や時代環境に対応し、教育内容の充実や学習機会の拡充を図ります。
- ④ ICTを効果的に活用した情報教育を推進するため、教職員の情報分野の知識



や能力の向上を図り、セキュリティを強化したネットワーク環境整備を推進します。

### (3) 指導体制の強化

- ①教育指導監と連携し、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について指導・研究を進めます。
- ②人事評価制度により教職員の研究・研修機会の拡充や自主的な研修活動の促進に努め、多忙化改善に取り組みながら、教職員の資質や指導力の向上を図ります。
- ③家庭や専門機関との連携を図り、不登校や発達障害などへの対策を強化するとともに、健康教育や心の教育を充実し、健康で豊かな人間性を育む教育に努めます。
- ④幼稚園や保育園、小学校、中学校間の連携を強化し、卒業（園）から入学へのスムーズな生活・学習の移行ができる指導

体制の確立に努めます。

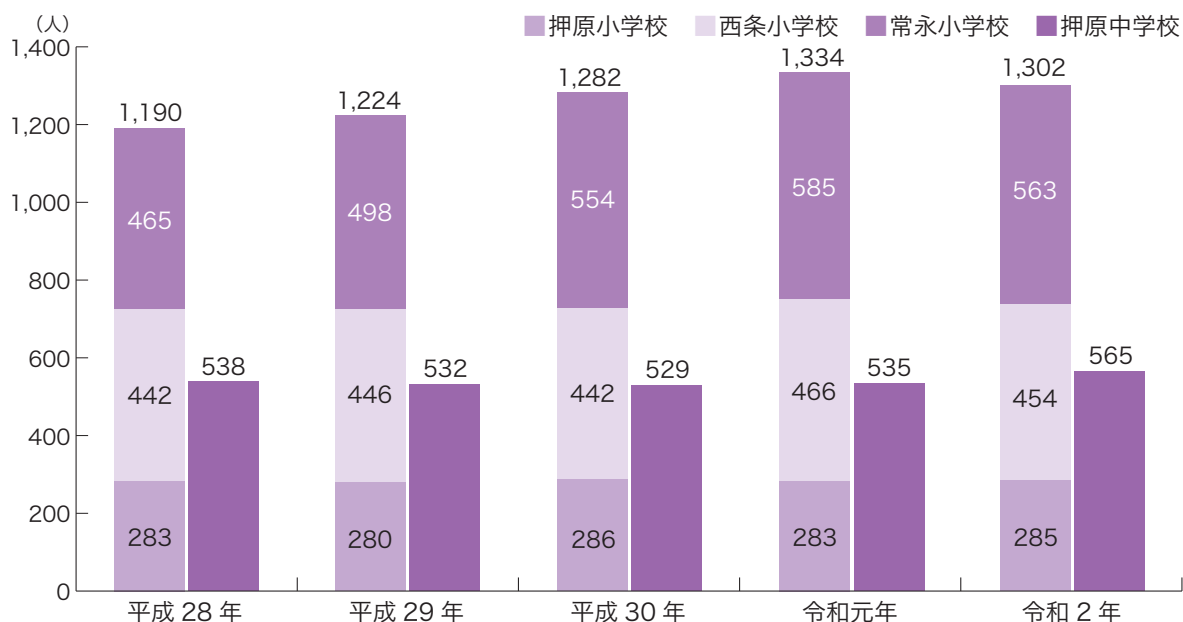
- ⑤特別支援学級や通級による指導、町単教員・教育指導員等の加配などにより、一人ひとりの障がいの実態に応じた適切な指導を進めます。

### (4) 家庭・地域と連携した特色ある教育の推進

- ①児童・生徒の安全に配慮しながら、学校を地域の情報拠点や活動拠点と位置づけ、地域のさまざまな行事や保護者の交流などに活用するとともに、学校開放などによる、学校と家庭、地域の結びつきを深めます。
- ②CSD（コミュニティスクールディレクター）の配置により、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な体制の推進強化を図ります。
- ③歴史・文化や自然、施設、人材など、地域の資源を活用した教育を進めると同時

## 児童・生徒数の推移

資料：教育委員会（5月1日現在）



に、福祉教育や防災・防犯教育、郷土教育などにより地域の課題を考え、まちづくりに子どもたちが参加できるような学習機会を提供します。

- ④ 学校給食を通して安全で栄養バランスのとれた食の大切さを学び、食育への関心を高め地産地消の推進を図ります。
- ⑤ 地域の高齢者や障がいのある人との交流やボランティア活動などを通じて、思いやりの心の醸成や福祉教育の促進に努めます。

### (5) 高等学校等との連携の促進

- ① 英語教育に関する情報提供や学習機会の提供などを図ります。
- ② 大学や高等学校との連携を図り、まちづくりに関する様々なテーマについての学習・啓発の機会を拡充します。

## 3 青少年の健全育成の推進

### 現況と課題

本町では、青少年育成町民会議が中心となり、青少年育成カウンセラーや青少年育成推進員、地区育成会との連携を図りながら、青少年の問題行動の防止を目指し、地域ぐるみでの育成活動を推進しています。

しかし、青少年育成町民会議の構成員の高齢化が進んでいるほか、都市化の進展などを背景に、青少年を取り巻く課題は多様化していることから、青少年育成のための体制の強化が期待されています。

また、地域によって活動内容に違いがみられることから、青少年育成に関わる関係

団体との連携を図りながら地域ぐるみで青少年の健全な育成環境の形成に取り組む必要があります。

現在、少年活動については、各地域で行われる子どもクラブ活動やスポーツ少年団活動などがあります。一方、青少年の活動は地域の子どものクラブ等の組織的活動から、趣味や嗜好を中心としたスポーツや稽古ごとなどの個人活動に移行しています。そのため、地域の青少年育成の組織的な活動での統一した事業が難しくなっています。そこで青少年育成町民会議では、啓発活動や各種事業を通じて、青少年活動の充実と改革に努めています。

今後、イベント企画やボランティアなど多様な機会を活用して、青少年の参加を呼びかけるとともに、政策形成にかかわる場への参画機会を拡大し、青少年のまちづくりへの関心を高めるなど、次代を担う若者の育成に取り組むことが期待されます。

### 施策の方針

家庭や学校、地域との連携による青少年健全育成の推進体制及び健全育成環境の形成に努めます。また、青少年活動の活性化を図ると同時に、まちづくりへの参加を促進し、次代を担う若者の育成に努めます。

### 施策の体系

青少年の健全育成の推進

- (1) 青少年健全育成推進体制の充実
- (2) 青少年組織の育成
- (3) 健全育成環境の形成

## 施策の展開

### (1) 青少年健全育成推進体制の充実

- ① 青少年育成町民会議の活性化を図ると同時に、子どもクラブやスポーツ少年団などとの連携を強化します。
- ② 青少年育成カウンセラーと青少年育成推進員、地区育成会との連携を図り、青少年健全育成のための課題発見や課題解決に向けた対応の強化を図ります。

### (2) 青少年組織の育成

- ① 子どもクラブやスポーツ少年団などの活動を促進するとともに、活動内容の充実などの主体的な取り組みを支援します。
- ② 青少年組織のボランティア活動やスポーツ・文化活動を通じた異世代交流を促進するほか、まちづくりなどでの参加機会を拡充します。

### (3) 健全育成環境の形成

- ① 地域と学校が連携し、警察やボランティアなどの協力を得ながら、子どもへの声かけ運動や巡回パトロールなどを推進すると同時に、非行や犯罪の発生する危険性の高い場所へのパトロールやこども110番の家の設置を強化します。
- ② 非行や引きこもりなどの悩みや問題を抱える青少年に対して、健全育成体制を充実し、専門機関との連携を図りながら、相談・指導のための場や機会の確保に努めます。



## 第1節

計画的な土地利用と  
美しい街並みづくり

## 1

## 総合的・計画的な土地利用

## 現状と課題

本町は行政区域全域が都市計画区域であり、そのうち590haが市街化区域で、市街化区域内の用途指定は工業系用途地域と住居系用途地域、商業系用途地域などとなっています。

広域的には、高次都市機能が集積する甲府都市計画区域内に位置づけられ、甲府昭和インターチェンジ周辺は中心的商業・業務地として機能強化を図ることとされています。

本町では、住居系用途地域指定や土地区画整理事業により、街路や下水道などの都市基盤の確保を図りながら、良好な市街地の形成に努めてきました。

また、市街化区域内の面的整備事業がされていない地区では、細街路等に住居の建築やミニ開発もみられるため、昭和町宅地開発等指導要綱による指導を行っています。

市街化区域に編入し土地区画整理事業を進めた常永地区については、商業の活性

化や宅地増加による人口流入など事業成果が見られます。一方、町中央部の市街化調整区域の市街化区域への編入については、厳しい状況にあることから、市街化調整区域については、社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に対応する必要があります。そのため、農地利用等の調整を図りつつ、計画的な市街地の形成または整備を図る必要があります。

## 施策の方針

恵まれた自然環境と都市の便利さとの両立を図るため都市計画マスタープランに基づいた計画的な秩序のある土地利用を進めるため、既成市街地の環境整備を進めるとともに、市街化調整区域を含めた新たな市街地形成を図りながら、地域の均衡ある発展を目指します。

## 施策の体系

総合的・計画的な土地利用

- (1) 都市計画の促進
- (2) 既成市街地の整備
- (3) 住環境の充実

## 施策の展開

## (1) 都市計画の促進

- ① 甲府都市計画や昭和町国土利用計画との



整合性を図りながら、都市計画マスタープランに基づき、中長期的な視点での市街地整備を推進します。

- ②地理情報システムにより、都市計画基礎調査をはじめ、固定資産、道路、下水道などの各種の情報を整理し、計画的な都市整備に活用します。

## (2) 既成市街地の整備

- ①道路改良や公園などの整備に際しては、住民と行政が協議する機会などを増やし、住民参加による計画づくりに努めます。
- ②昭和町宅地開発指導要綱に基づき、無秩序な開発や建物の密集の防止に努めます。

## (3) 住環境の充実

- ①建築確認申請に先立ち、生け垣推進などの行政補助やまちづくり情報の提供を行う相談体制を強化します。
- ②住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の効率的な維持管理方法を検討します。
- ③昭和町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断、耐震設計改修等の耐震化支援事業を促進します。

# 2 美しい街並みづくり

## 現況と課題

本町には、美しい山岳の眺望をはじめ、田園環境を中心に緑の景観が広がっています。現在、生け垣推進補助制度の利用促進をはじめ、一部地域では地区計画による建

築の高さや意匠の制限、植栽スペースの確保などにより、緑あふれるまちなみ景観づくりを進めています。

現在、景観阻害に関わる規制指導は山梨県景観条例に基づく届出制度や山梨県屋外広告物条例による県からの指導が中心になっています。しかし、都市化の進展が進むとともに、本町の地域特性にあう適切な指導・誘導を図るための条例制定などを検討する必要があります。

また、本町には、スポーツ施設や遊具の整った国母・釜無工業団地内の公園や押原公園、ショッピングセンターに隣接する都市型公園西条彩の広場や西条ふれあい広場のほか、小川のある押原の杜や沼公園、噴水などがある阿原1号公園や沖田公園、常永公園など、特色のある公園・広場が数多くあります。市街化が進む本町では、公園・緑地はうるおいある暮らしを創出するための大切な空間です。

広域的な防災機能も備えた昭和押原公園が整備されたほか、常永土地区画整理事業により公園や緑地などの整備も進めてきました。そのほか、東花輪川（山伏川）の桜並木やホタルの自生を目指す鎌田川の河川公園など、緑の軸に沿った公園整備に努めています。

さらに、住民や学校、各種団体の協力を得ながら、花木の植栽や清掃活動を促進するほか、住民参加による公園の維持・管理の充実を図ることが求められます。

## 施策の方針

景観計画の制定などにより、良好な田園景観や美しい街並みの形成に努めます。ま

た、住民参加を促しながら、環境美化活動の促進を図ります。地域の特性や状況を活かした特色ある公園づくりを進めるとともに、住民参加による公園・広場の維持・管理を促進し、身近なやすらぎ空間の創出に努めます。

## 施策の体系

美しい街並みづくり

- (1) 都市景観の形成
- (2) 緑化・環境美化の促進
- (3) 公園の整備
- (4) 自然生態系の保全・再生

## 施策の展開

### (1) 都市景観の形成

- ①地域の特性を活かし優れた景観を守り育てるために、山梨県景観条例による届出制度や山梨県屋外広告物条例による県の指導に加え、町独自の景観計画の制定を検討します。
- ②生け垣推進補助制度の周知を図り、宅地周辺の緑化に努めるほか、幹線道路沿いへの花壇の設置や街路樹の植栽などを進めます。
- ③公共施設の案内表示や誘導標識など統一性のあるサインの設置などを進めます。

### (2) 緑化・環境美化の促進

- ①地域や各種団体との連携を図りながら、地域での環境美化活動や啓発活動を進めます。また、地域や事業所、学校などでの植栽や花づくり運動を進めます。
- ②河川美化事業補助金交付条例により各地

区が行う河川清掃を支援します。

- ③各種イベントや大会などの機会を活用し、環境美化についてのPRや住民の意識高揚に努めます。
- ④学校などでの環境美化教育を促進し、子どもの時から美しいまちづくりについての理解や関心を高めます。

### (3) 公園の整備

- ①開発行為に伴う公園整備を促すほか、近隣公園や街区公園の拡充に努め、身近な憩いの空間を確保します。
- ②鎌田川や東花輪川などの河川改修などにあわせて、親水空間の確保を図ると同時に、公園や遊歩道などとの一体的な整備に努めます。
- ③都市公園の配置を検討し計画的に公園の整備を進めるとともに、利用者の意向を踏まえ、既存公園等の魅力や機能の向上を図り、誰もが利用しやすい公園づくりに努めます。
- ④維持管理コストの軽減を考慮した施設・設備や植栽に努めると同時に、遊具などの安全管理や植栽の管理など、維持・管理の充実に努めます。

### (4) 自然生態系の保全・再生

- ①町のシンボルである源氏ホタルの幼虫放流・育成活動を支援し、地域でのホタル愛護会の活動を支援します。
- ②学校教育などの学習機会を活用し、自然生態系の学習機会や良好な環境の保全についての意識の醸成に努めます。CS(コミュニティスクール)クリーン活動による地域の協力や学校でのエコスクール活動を通じて、ビオトープの適切な維

持・管理を促進します。

- ③自然工法を採用した河川整備を促進すると同時に、生物の生息に配慮した水辺管理などに努めます。
- ④外来種の移動やペットの放棄など、自然生態系を損なう行為の防止に向けた普及・啓発を促進します。
- ⑤自然環境や地域の生態系に関する広報・啓発活動を進めます。加えて、自然や水田などを活用した体験学習のための指導者の育成・確保に努めます。

## 第2節

### 環境保全対策の充実

#### 1

#### 水循環の確保

##### 現状と課題

本町では、上水道の配水管施設は市街化区域を中心に市街化調整区域までほぼ全域を網羅し、令和2年3月末の上水道普及率は94.83%です。また、世帯数の増加に伴い、配水管の設置要望は多く、計画的な整備を進めています。

今後、甲府市上下水道局と連携を密にし、町内全域への配水管網の整備を進めるとともに、水質検査体制の強化や水源域も含めた水質監視を継続する必要があります。

本町は地下水が豊富な地域であり、水道水をはじめ、工業用水や農業用水としての利用などがあり、継続的な取水指導や井戸水の適正揚水などの指導を進める必要があ

ります。

一方、公共下水道は、平成25年度に市街化区域の整備がほぼ完了し、総人口に対する下水道普及率は8割に達しました。今後も、整備財源の確保に努めるとともに、市街化調整区域における処理区域の計画的な拡大を図り、令和6年度の完成を目指しています。

また、整備済区域での水洗化率は9割に達していますが、供用開始区域の拡大に伴い未接続世帯も少なからずあります。そのため、個別訪問による下水道への早期接続の指導・啓発や宅内の排水設備工事資金融資あっせん制度などの周知を図り、未接続世帯の解消に努めます。

し尿処理については、中巨摩地区広域事務組合による広域処理を行っていますが、下水道事業の推進に伴い処理量は減少することが見込まれることから、下水道事業の進捗を見据えながら、今後のあり方を関係自治体と協議する必要があります。

##### 施策の方針

甲府市上下水道局との連携により、水道施設の計画的な整備を進めるとともに、水質の監視などに努め、安全で安定的な水の供給を図ります。公共下水道事業の着実な推進を図るとともに、未整備地域での適切な生活雑排水処理に努めます。また、中巨摩地区広域事務組合での効率的なし尿処理を進めます。

## 施策の体系

水循環の確保

- (1) 上水道事業の推進
- (2) 地下水の保全
- (3) 下水道事業の推進
- (4) し尿処理の促進

## 施策の展開

### (1) 上水道事業の推進

- ① 甲府市上下水道局との連携を図り、上水道施設の計画的な整備を促進し、水道水の安定供給を図ります。
- ② 市街化の進展にあわせて、計画的な配水管の整備を要請します。

### (2) 地下水の保全

- ① 井戸水の水質検査を継続するとともに、地下水位などを監視し、地下水の環境を適正に保つ取り組みを進めます。
- ② 地下水採取の適正化に関する条例の適正な運用により、過剰取水の抑制など地下水資源の保全を図ります。また、災害時の井戸の活用方策なども検討します。

### (3) 下水道事業の推進

- ① 昭和町汚水処理事業アクションプランに基づき着実な事業推進に努めます。
- ② 公共下水道の供用開始地域における水洗化率の向上を図るとともに、早期接続を促すための方策を検討します。
- ③ 家庭用洗剤や食用油など生活雑排水の適正処理についての普及・啓発を強化し、下水道処理への負荷軽減や排水路の水質悪化の防止に努めます。

- ④ 下水道設備の効率的な維持・管理・修繕に努めるとともに、災害対策や長寿命化対策を検討します。
- ⑤ 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」に基づき適正な運営を図ります。
- ⑥ 下水道事業の公営企業会計への移行を推進します。

### (4) し尿処理の促進

- ① 中巨摩地区広域事務組合での効率的なし尿処理を促進すると同時に、下水道事業の進捗に伴うし尿処理量の減少を見据えながら、し尿処理体制の見直しを図ります。
- ② 合併処理浄化槽の適切な維持・管理についての指導に努め、地域の状況に応じた適切な処理を進めます。

## 2 廃棄物処理の充実

### 現況と課題

本町では、これまで資源回収ボックス設置をはじめ、資源ごみの分別回収の段階的な品目拡大を行ってきました。今後も人口および事業所の増加が予想され一般廃棄物の排出量の増加が考えられます。

そのため、可燃ごみの減量化に向けた広報・啓発を進めるとともに、排出抑制に向けたごみ処理機器の購入補助などの対応が必要になります。

現在、本町では生活便利帳での基本的な情報提供に加えて、「ごみ収集・リサイクルカレンダー」や「ごみの分け方・出し方」の冊子を配布し、分別の徹底を呼びかける



とともに、指定ごみ袋による排出を行い、分別収集は住民に浸透してきています。

粗大ごみでは業者委託により指導・監視及びパトロールをしていますが、いまだ不法廃棄も見られ、粗大ごみの出し方の理解不足もあります。今後も、周知徹底を図る必要があります。

ごみの収集・処理については、燃えるごみは週2回、燃えないごみは月3～4回、粗大ごみは月1回、資源ごみは常時、それぞれ収集しており、中巨摩地区広域事務組合の清掃センター等で処理しています。

今後とも、ごみの排出量の抑制対策を推進すると同時に、広域事務組合での中間処理の高度化および関係機関との連携による処理の適正化を図ることが求められます。

### 施策の方針

ごみの分別処理の徹底とともに資源化や減量化などの取り組みを推進します。また、広域的な連携を図りながら、ごみ処理体制の強化を図ります。

### 施策の体系

廃棄物処理の充実

- (1) 省資源・リサイクルの普及・啓発
- (2) ごみの分別収集と再資源化の推進
- (3) ごみの収集・処理体制の充実

### 施策の展開

#### (1) 省資源・リサイクルの普及・啓発

- ① ごみ問題に関する学習機会を拡充し、住民や事業者の省資源・リサイクル意識の

醸成に努めると同時に、リサイクル法などの関連諸制度の迅速な周知徹底に努めます。

- ② 住民や事業所へのグリーン購入やリサイクル活動の普及を促進します。
- ③ 総合的な環境政策を進める過程の中で、住民と事業者、行政が一体となって、ごみの排出抑制や再資源化への取り組みを進めます。
- ④ 「ごみの分け方・出し方」等、時代のニーズに沿った品目を更新し、分別の普及を促進します。

#### (2) ごみの分別収集と再資源化の推進

- ① 住民のごみ出しマナーの向上に努め、ごみの分別収集を徹底すると同時に、必要に応じて資源ごみの品目拡大や分別事業の細分化を検討します。また、事業所の協力のもと、事業系ごみの分別収集や減量化を進めます。
- ② 自治会などとの連携を図りながら、地域での資源回収事業を支援すると同時に、ごみの分別の周知・指導の徹底により資源化品目の拡大・回収量の増加を図り資源リサイクルを進めます。
- ③ 生ごみ処理機や剪定枝粉碎機の普及を促進し、家庭ごみの減量化を図ります。また、堆肥化の促進やその処理ルート確保に努めます。

#### (3) ごみの収集・処理体制の充実

- ① 中巨摩地区広域事務組合清掃センターでの処理体制を充実し、焼却灰の有効利用などによる最終処分量の減量化を図るよう組合と協議します。
- ② 中巨摩地区広域事務組合清掃センター等

への粗大ごみなどの直接搬入の拡大に努めるなど、ごみ収集の効率化を図ります。

- ③ 県及び広域事務組合との調整を図りながら、処理施設の計画的な確保を進めます。

## 3 環境保全対策の推進

### 現況と課題

本町では、地球温暖化防止対策の推進を図るため、省エネルギー対策やグリーン購入などを進めています。

2011年の東日本大震災以降、節電への意識やクリーンエネルギーへの取り組みなど、国や自治体、企業が様々な施策や新しい商品開発など、省エネルギー化の考え方が進んでいます。

町としても、山梨県地球温暖化防止活動推進員をはじめ、山梨県地球温暖化防止活動推進センターなどとの連携を図り、環境問題についての啓発活動や環境学習の機会を拡充します。

現在、町内では大気汚染や河川水質についての大きな問題はありませんが、今後とも生活雑排水や悪臭などへの監視・指導に努める必要があります。また、人口の増加と都市化が進むことにより、夜間交通量の増加や騒音など都市・生活型公害に対する監視・指導を徹底します。

環境美化については、各地区や学校、子どもクラブなどによるクリーン活動をはじめ、河川愛護団体や各地区において河川清掃活動が展開されており、今後もこれらの活動を支援します。

空き地については町条例による適正管理

の指導を行っていますが、ポイ捨てをはじめペットのふんの不始末、不法投棄なども後を絶ちません。また、雑草の繁茂による火災や虫の発生、農地の鳥獣被害の防止を含め、注意看板の設置など広報・啓発活動及び環境パトロールの強化などを進め、美しい地域環境の形成を図ります。

### 施策の方針

持続可能な社会を実現するため、省エネルギー対策や自然エネルギーの有効活用などを推進し、地球温暖化防止対策への取り組みを強化します。また、公害防止に向けた監視・指導体制を強化するほか、環境にやさしい生活についての普及・啓発や学習機会の拡充に努めます。また、住民参加を促しながら、不法投棄対策を強化するほか、環境美化活動の促進を図ります。

### 施策の体系

環境保全対策の推進

- (1) 総合的な環境政策の推進
- (2) 公害の防止
- (3) 環境学習・啓発の促進
- (4) ごみの不法投棄対策の強化

### 施策の展開

#### (1) 総合的な環境政策の推進

- ① 地球温暖化対策実行計画を定期的に見直し、計画に沿った取り組みを進めます。
- ② 公共施設等でのクリーンエネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及を促進します。

- ③安全性や効率性を見据えながら、公的機関での導入も含め太陽光発電をはじめとした自然エネルギーの有効活用を促進します。

## (2) 公害の防止

- ①河川や大気、土壌、地下水などの汚染状況についての環境調査を定期的を実施し、監視・指導の強化に努めます。
- ②騒音や振動、悪臭などの監視や情報収集に努め、規制を越える行為についての指導を強化します。
- ③関係機関との連携を図りながら、新たな汚染物質などに関する情報収集体制を強化します。

## (3) 環境学習・啓発の促進

- ①学校教育や関係団体との連携を図りながら、日常生活の中で発生する生活型公害などへの対策などの普及・啓発を進めます。
- ②地球温暖化対策地域協議会などの活動を通じて、地球温暖化防止に向けた住民への普及・啓発活動を進めます。
- ③環境に配慮した商品の購入や使い捨ての抑制、家庭での省エネルギーなどについての学習機会や広報・啓発活動を促進します。
- ④環境啓発イベントを実施し、再資源化等の体験ができる場を通じて、環境問題と対策の普及・啓発を進めます。

## (4) ごみの不法投棄対策の強化

- ①不法投棄への監視・早期除去を強化するため、関係機関との連携や環境保全推進協議会の環境パトロールなどを促進

します。

- ②ポイ捨て防止やペットの適切な世話についての広報・啓発活動を強化します。
- ③空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、空き地や荒廃農地の適正管理についての指導を進めます。

## 第3節

### 利便性の高い道路・交通体系の確立

#### 1 道路の整備

##### 現状と課題

本町の主要道路として中央自動車道、甲府バイパス（国道20号）、アルプス通り及び大手二丁目浅原橋線、田富町敷島線が配置され、町中央部には東西に昭和通り、南北に昭和玉穂線が走っています。

これまで、上石田一丁目西条線や押越西条新田線などの都市計画道路の整備を積極的に進め、平成27年10月には、アルプス通りへとつながる西条・昭和インター線の全線が開通しました。甲府バイパス、甲府市川三郷線と田富町敷島線などの主要地方道を中心とした道路網は形成されてはいるものの、道路幅員や歩道の整備などの道路環境は十分とは言えません。

また、幹線道路の交通渋滞の解消とあわせて、生活道路の交通量増大への対応が課題となっています。

さらに、新山梨環状道路などへのアクセ

スも含め、昭和玉穂中央通り線の整備を進めるとともに、幹線道路への接続などにより機能的な道路ネットワークの形成を図る必要があります。

地区の生活道路についても、通学路等の歩道設置や危険な交差点の改良などを進めるとともに、宅地開発指導要綱により道路幅員の確保などを進めています。今後も、地域の意向に配慮しながら、優先的に整備・改良すべき道路の選択を進めるとともに、道路パトロールなどによるニーズ把握に努める必要があります。

なお、道路整備にあたっては、バリアフリー化や都市景観形成などに留意します。

### 施策の方針

都市計画道路の整備や幹線道路へのアクセスの向上を図り、利便性の高い道路ネットワークの形成を図ります。また、地域の意向を踏まえながら、危険性の高い生活道路の優先的な整備に努めるほか、地域住民の協力を得ながら快適な沿道空間の整備を促進します。

### 施策の体系

道路の整備

- (1) 幹線道路の整備
- (2) 生活道路の充実

### 施策の展開

#### (1) 幹線道路の整備

- ① 昭和通りと玉穂中央通り線とを接続する昭和玉穂中央通り線の整備を推進し、

身延線の跨線橋設置などの立体交差化を進めます。

- ② 既存の県道の改良については、拡幅や歩道整備を継続的に働きかけ、安全対策の整備促進に努めます。
- ③ 西条昭和インター線を南方に延進した町道124号線を大手二丁目浅原橋線につなげ、リニア中央新幹線駅方向へのアクセスを向上させます。

#### (2) 生活道路の充実

- ① 交通量の多い補助幹線町道や通学路の歩道、自歩道の設置など、優先的に整備すべき道路の改良・整備を進めます。
- ② 関係機関との連携によるセットバックの指導や不法な構造物設置の未然防止に努め、狭隘な道路や行き止まり道路の解消などを進めます。
- ③ 宅地開発指導要綱に基づき、民間宅地分譲の際の良好な道路整備を誘導します。
- ④ 道路ストックの総点検結果、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路パトロールなどを強化し、欠損部の補修や積極的な予防改修に努めます。

## 2 公共交通の充実

### 現況と課題

本町の主要な公共交通は鉄道とバスで、鉄道についてはJR身延線が町の東南部を走り、町内には国母駅、常永駅の2駅が設置されています。

JR身延線は甲府方面や市川三郷方面への通学者を中心に、区間によって朝夕多く



の乗降客がみられますが、全線をみると利用客は減少傾向にあります。しかしながら、高齢化社会の到来に伴い、公共交通としての鉄道は、重要な役割を担います。今後さらに、JR 東海など公共交通機関や沿線市町、県などによる身延線沿線活性化促進協議会において、様々な活性化策を検討する必要があります。

本町は JR 常永駅にトイレや駐輪場を整備したほか、JR 国母駅についてはトイレの設置や駐車場の貸し出しなどにより、身延線利用者の利便性の向上に努めてきました。しかし、本町から甲府方面へのダイヤは平日で 30 本程度と少なく、運行体制の強化が望まれます。

今後、沿線市町などとの連携を強化しながら、JR 身延線の利便性の一層の向上を促進するとともに、公共交通の連結を見据えた駅周辺の整備を検討する必要があります。

バスについては、自家用車の普及などにより、利用客が減少傾向にあることから、赤字バス路線への補助金の交付及び赤字代替バスとして自主運営バスの運行などにより、路線維持を行っています。バスは高齢者の通院や学生の通学における重要な交通手段となっていることから、今後も利用動向を見据えながら、重要なバス路線の維持・確保に努める必要があります。

また、高齢化がさらに進んでいくことに鑑み、移動を便利にする手段として、デマンドタクシーなどの運行について検討が必要です。

なお、2027 年のリニア中央新幹線品川・名古屋間の開通が計画されています。リニア駅周辺の開発や事業動向の情報収集に努

め、アクセス道路や環境整備について検討を図る必要があります。

### 施策の方針

周辺自治体や関係機関との連携を図りながら、鉄道の利便性の向上や駅舎周辺の環境整備に努めます。また、利用動向などを見据えながら、必要なバス路線の維持・確保を図り、新たな利便性の高い公共交通についても検討を進めます。

### 施策の体系

公共交通の充実

- (1) 鉄道等の充実
- (2) バスの利便性の向上

### 施策の展開

#### (1) 鉄道等の充実

- ① 沿線市町や関係団体が参加する身延線沿線活性化促進協議会を通し、運行本数の増加や乗り継ぎの利便性向上などを要請し、鉄道の運行体制の充実に努めます。
- ② 大型商業施設への利用者の利便性も含め、JR 東海との協議を進めながら、常永駅の整備を検討します。
- ③ リニア中央新幹線駅周辺の開発や事業動向の情報収集に努め、アクセス道路や環境整備について検討します。

#### (2) バスの利便性の向上

- ① 赤字バス路線への補助や自主運営バスの運行を継続し、町内バス路線を維持します。

- ② 県や関係機関との協議により、バス停車場での道路拡幅を促進し、路線バスの定時運行や利便性の確保に努めます。
- ③ 高齢者などの日常生活の移動手段の確保のために、デマンドタクシーの整備・運営について検討を進めます。



## 第4章 にぎわいと活力のある町を目指す

### 第1節

#### 活力ある商工業の振興

##### 1 商業の振興

###### 現状と課題

本町は交通立地に恵まれていることから、大規模商業施設やコンビニエンスストア、外食産業の出店が続いています。平成23年3月には、常永地区に県下最大のショッピングセンターを含む複合商業施設が開店しました。直近の商業統計調査では、事業所数は1,530事業所、卸売業を含む年間販売額は約1,346億円に達し増加基調での推移となっています。

町では商工会を中心に、中小商業者に対する個別や集団の講習会、各種制度の普及と活用をはじめ、経営アドバイザーなどがきめ細かい経営支援を行っています。また、「一店逸品事業」、「利子補給制度」等を通じて会員を支援しています。

###### 商工業の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
商工会会員数	906	949	1,025	1,043	1,051
商業部会	539	528	564	561	573
工業部会	294	287	284	285	283

資料：環境経済課

しかし、来町者の増加により事業機会が拡大する一方で、幹線道路沿いには全国資本のチェーン店舗の出店による競争の激化などが見られ、中小商業者の経営環境が厳しさを増しています。魅力的な賑わいの場として商業・サービス街区の形成を図りながら、地元商業者の事業領域を確保することなども求められます。

さらに、商工会やその他関係機関との連携を強化し、中小商業者の経営改善、経営革新への取り組みや本町で特に多い創業者の支援なども必要となります。

###### 施策の方針

商工会と連携を図りながら、商業活動の活発化を促すとともに、大型小売店と中小商業者がともに活躍することのできるバランスのとれた商業振興を目指します。

###### 施策の体系

商業の振興

- (1) 商業の振興
- (2) 商業基盤の整備



## 施策の展開

### (1) 商業の振興

- ① 商工会との連携による経営支援や経営講習会などにより、商業者やサービス事業者の経営の改善や経営革新、商業を担う人材の育成などに努めます。
- ② 国、県などの融資制度や各種資金制度の周知や有効活用を促進し、経営の安定や魅力ある個店づくりを支援します。

### (2) 商業基盤の整備

- ① 沿道商業機能が集積している地域については、バリアフリー化、街路灯の整備など安全・安心な町づくりを目指し、快適な買い物環境の整備に努めます。
- ② 市街化調整区域内での都市計画道路や幹線道路沿いについては、条例に基づいた誘導を進めます。

## 2 工業の振興

### 現況と課題

本町の工業は県内最大規模の国母、釜無の両工業団地を中心とした、電子部品や半導体デバイス、機械部品製造業などの先端技術産業の工場が立地しています。

しかし、ここ数年の製造業は、下請再編成や原材料高、生産拠点の海外シフト、中国や東アジア地域の台頭など厳しい状況にあります。加えて、令和2年春からの世界的な新型コロナ感染症禍により、海外生産体制の見直しや国内外の設備投資や需要の低迷により一段と厳しい状況になっ

ています。

このような状況の中で、これまで培ってきたものづくりの技術などの強みを活かしながら、企業間の連携による付加価値の向上を図るとともに、時代に即した新製品や新技術の開発等が求められています。

町でも、商工会との連携を図り、経営・技術等の診断や経営アドバイザーによる経営相談・支援、資格取得講習会などの各種講習会を実施し、中小製造業者の経営力の向上に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症関連の支援制度の情報収集や制度周知に取り組んでいます。

今後、電子商取引の積極的な導入や共同受注グループの構築など、中小企業の自助努力を積極的に支援していくことが課題となります。

町も商工会とともに、中小事業者の共同化などによる受注の確保などに努める必要があります。

### 施策の方針

商工会との連携を図り、既存の中小工業者の育成や企業間の連携を促進するとともに、優良企業の誘致を進めます。

### 施策の体系

工業の振興

- (1) 中小企業の育成
- (2) 企業誘致の促進

### 施策の展開

#### (1) 中小企業の育成

- ① 町と商工会との連携を密にし、工業団地



企業との情報交換の場を増やし、その支援策について検討します。

- ②国、県などの融資制度や各種資金制度の周知や有効活用を促進し、経営改善や技術力の向上などを支援します。

## (2) 企業誘致の促進

- ①山梨県地域産業活性化協議会の実施する企業誘致セミナーなどに積極的に参加し、工業団地の優れた立地環境などの情報提供や広報活動を強化するなど、工業団地内の企業が転出した際の企業誘致対策を進めます。
- ②企業立地に伴う関連道路などの周辺環境対策を強化し、企業が進出しやすい条件整備に努め、県の制度とあわせて企業誘致環境の整備に努めます

## 第2節

### 持続する都市近郊型農業の展開

#### 1 農業基盤の整備

##### 現状と課題

本町の農地は156.2haで、これまで県営ほ場整備事業などにより基盤整備を進めてきています。しかし、農業従事者の減少や産業としての農業の位置づけの変化などを背景に、農業のあり方は変化しています。そこで、農地のもつ多面的機能を活かし、自然環境に配慮したかんがい排水施設整備

と、農道整備や用排水路整備を進めてきました。

一方で、都市化の進展に伴い、優良農地を含む土地利用の転換を求める意向も少なくありません。

今後、農業の担い手の高齢化や農業後継者の不足といった要因から、遊休農地の増加が懸念されます。そこで、今後、地域ぐるみの組織化を進めながら、農作業受委託の促進や農作業の省力化を進めるとともに、認定農業者制度の推進や農地中間管理機構を通し担い手となる経営体の育成を図る必要があります。

また、退職後の農業経営の継承も考えながら、JA山梨みらいや中北地域普及センターなどの関係機関や中核農家による指導体制の強化が求められます。

さらに、企業、NPO法人などへの農地貸付けを含め、新しい経営の創出を検討することも課題となります。

##### 施策の方針

これからの農業についての長期的な展望を踏まえ、農地の多面的機能を考慮した農業基盤の維持を図ります。また、“いーなとうぶ昭和”と連携した消費者直売の推進や農作業受委託の促進、農用地利用の集積を図り、生産の合理化や担い手の育成を進めます。

##### 施策の体系

農業基盤の維持

(1) 農業基盤の維持

(2) 生産の合理化と担い手の育成

## 施策の展開

### (1) 農業基盤の維持

- ① 都市的土地利用との調整を図りながら、農業基盤の維持や農業経営の支援を通し、農業振興を図るべき集団的な農用地の保全に努めます。
- ② 老朽化している農道・用排水路の改修を順次計画的に進め、農業生産基盤の維持を図ります。
- ③ 都市近郊農業の特性を踏まえ、“いーなとうぶ昭和”と連携した消費者直売の推進体制の充実に努めます。
- ④ 高齢化している農業者のため、農作業の受委託のあり方などについて検討します。

### (2) 生産の合理化と担い手の育成

- ① 農業経営の効率化のため、国や県の助成制度の有効活用を促すとともに、農地中間管理機構を活用し、農家や担い手育成に努めます。
- ② 認定農業者による農用地の利活用を促進するとともに、その生産技術や経営力などを活かした指導・育成により、地域の農業集団組織の確立・育成や農業の担い手育成を進めます。
- ③ 山梨県就農支援センター等の関係機関と連携し、新規就農希望者への情報提供や各種支援制度の利用促進による担い手確保を図ります。

## 農家数の推移

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
合計	416	400	350	326	295
専業農家	48	45	42	49	128(販売農家)
兼業農家	368	355	308	277	167(自給的農家)

資料：環境経済課

## 2 都市近郊型農業の推進

### 現況と課題

本町の農業は、施設野菜及び露地野菜を中心に都市近郊型農業が展開されています。

また、食の安全性を求める消費者ニーズを踏まえて、JA 山梨みらいの「甲斐のこだわり環境農産物」の認証機関化など、環境に配慮した農業に努めることにより、市場での優位性の確保を図っています。加えて、地産地消の促進に向けて、“いーなとうぶ昭和”での地元野菜の販売や、学校給食への地元産米、野菜の供給などに力を入れています。

今後、関係機関と連携を深め、農業研究会連絡協議会や農協野菜部会などへの支援を通して、特産品の振興を図ると同時に、環境にやさしい農業を推進します。

さらに、認証制度やトレーサビリティによるブランドイメージの向上やインターネット活用、流通チャネルの拡大が課題となるほか、地産地消活動などにより地元での消費拡大などに努めることが望まれます。

## 施策の方針

特産品の振興や地産地消への取り組みを強化し、“いーなとうぶ昭和”と連携した販路拡大を検討します。また認証制度やトレーサビリティなどにより、消費者ニーズに応える環境保全型農業の展開や環境にやさしい農業を推進します。

## 施策の体系

都市近郊型農業の推進

- (1) 地域と連携した農業の育成
- (2) 環境保全型農業の振興

## 施策の展開

### (1) 地域と連携した農業の育成

- ① 水田転作に伴う重点作物の生産奨励を図るとともに、特産野菜の確立や産地直送による新たな販路の拡大に努めます。
- ② 企業や団体、NPO法人による農業経営の参入や農家による住民農園の開設や農地利用の規制緩和策などを検討し、農地の保全に努めます。
- ③ “いーなとうぶ昭和”のPRを推進し、販路拡大を図るとともに、学校給食への地元農産物の導入拡大を促進します。
- ④ 市場情報を的確に把握するとともに、JA山梨みらいとの連携によるトレーサビリティ・システムの充実に努めます。

### (2) 環境保全型農業の振興

- ① 農業が自然循環機能の維持・保全に果たす役割や意義などについて、広報・啓発活動を進めます。また環境保全型農業の

展開や環境にやさしい農業を推進し、美しいほ场景観を形成します。

- ② 地域との連携による農地保全のあり方など、農業の多面的機能の活用や環境と調和の方法などを検討します。

## 第3節

### 可能性を高める雇用・起業の支援

## 1

### 雇用・労働対策の推進

#### 現状と課題

厳しい経済状況を踏まえて、国では平成20年度以降、緊急雇用創出事業などにより、地域の実情に応じた雇用・就業機会の創出に努めています。しかし、近年の雇用情勢は改善の見込みが不透明であることに加え、令和2年からの新型コロナウイルス禍により、企業によっては雇用の維持が難しい状況にあります。また、特定業種の有効求人倍率は上昇傾向とされていますが、就業者の需要と供給のマッチングなどが課題となっています。

本町では、甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）や峡中広域シルバー人材センター、ジョブカフェやまなしなどの協力を得ながら、雇用・就業についての情報提供などを行っています。今後とも、関係機関と連携を強化しながら、情報提供や相談・指導機会の充実に努める必要があります。

また、労働者に求められる職業能力も変

化していることから、県就業支援センターや職業訓練学校などとの連携を図り、雇用・就業に至る技術習得や情報提供に努めています。

勤労者福祉については、町と中央労働金庫が提携し、勤労者にマイホーム資金を低利で融資する昭和町マイホームローン制度を実施しています。

今後、関係機関との連携を図りながら、雇用・就業機会の確保に努めるほか、労働環境の向上により、安定した暮らしの確保を支援することが求められます。

### 施策の方針

関係機関との連携により、雇用・就業に関する情報提供や技術・技能の習得機会の拡大に努めるほか、事業者への法制度の周知などを通じて、労働環境の向上を促します。

### 施策の体系

雇用・労働対策の推進

- (1) 人材の確保・育成
- (2) 勤労者福祉の充実

### 施策の展開

#### (1) 人材の確保・育成

- ① 企業や学校などとの連携を図りながら、就職相談やインターンシップ制度などの機会を拡充します。
- ② 商工会等を通じ、町内企業の雇用情報の提供に努めます。
- ③ 峡中広域シルバー人材センターとの連携

を図り、高齢者の就業ニーズや相談体制の整備に努めます。

#### (2) 勤労者福祉の充実

- ① 国や県との連携を図り、雇用や就業条件などに関する相談体制の充実を図ります。
- ② 勤労者住宅融資要綱による住宅建築資金の支援を継続します。
- ③ 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、障害者雇用促進法などの周知を図り、正規雇用者やパート・アルバイト、外国人就業者などの就労条件の不当な扱いや不利益の防止に努めます。

## 2 起業の支援

### 現況と課題

産業社会が成熟期を迎えつつある中で、消費者の潜在的需要を掘り起こし、新しい需要と雇用を創出する取り組みが求められています。このような産業はサービス業を中心に広がっており、福祉や環境など地域に密着した事業の創出が目立ちます。

本町では小規模企業者小口資金融資促進条例、利子補給制度などで支援を行っているほか、県や財団法人やまなし産業支援機構では、新規開業や独立創業、新分野への進出など、様々な支援を行っています。

さらに、現在、町内では、障がい児の生活支援や高齢者への福祉サービス、IT技術習得支援などの分野で、NPO法人による活動が展開され、まちづくりにおける課



題解決の一翼を担っています。

今後、関係機関との連携を図り、起業・創業に関する相談・指導や研修機会の提供に努め、地域課題の解決やコミュニティの活性化につなげることが期待されます。

### 施策の方針

関連する制度や施策の有効活用を促進し、住民による起業・創業を支援すると同時に、地域に根ざしたコミュニティビジネスの育成に努めます。

### 施策の体系

起業の支援

#### (1) 起業者の育成

#### (2) 地域ビジネスの育成



### 施策の展開

#### (1) 起業者の育成

- ① 関係機関と連携し、起業・創業に向けた情報提供や相談、学習機会などを拡充します。
- ② 県商工会連合会等を通じ広域的な連携を図り、起業家相互の交流機会や異業種交流の機会を創出し、事業推進のためのネットワークづくりを支援します。
- ③ 福祉関連団体などのNPO法人化に向けた取り組みを支援します。

#### (2) 地域ビジネスの育成

- ① 指定管理者制度や業務委託の促進などの機会も活用しながら、地域の事業者やNPO法人などの育成に努めます。
- ② 既存の融資制度などを有効活用するほか、空き店舗や公共的なスペースの利活用などを図りながら、福祉や環境、リサイクルなどの地域生活に密着した事業の育成を支援します。
- ③ 健康や福祉、環境など、まちづくりに密着した活動を行う事業者との連携を通じて、事業の健全な育成を支援します。

## 第1節

## 安全な暮らしの確保

## 1

## 交通安全対策の充実

## 現状と課題

本町では、都市化の進展に伴い自動車交通量が増大し、交通事故が増加する傾向にあり、令和2年12月末現在、過去1年間の交通事故件数は125件で、負傷者は151人に達しています。

交通安全施設の整備は、警察署をはじめとする関係機関との連携を図り、地域の意向などを踏まえて、交通信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の設置に努めています。

歩道の設置や危険な交差点の改良、交通安全施設の計画的な整備を進め、歩行者の安全確保を図る必要があります。特に、通学路での交通規制の強化に向けて、関係機関へ継続的・積極的に働きかけていくこと

が求められます。

交通安全のための活動では、重大事故に直結する飲酒運転や速度違反など交通ルール徹底、また、道路交通法の改正に伴い、自転車の安全運転についての意識啓発も強化されています。県は自転車損害賠償責任保険等への加入義務等について定めるため、「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車保険等への加入が令和2年10月1日から義務化となりました。

町では、交通安全協会昭和支部等の民間交通安全団体が行う事業や行事に対する支援や必要な資料の提供等を行い、主体的な活動および団体相互間の連絡協力体制を促進しています。あわせて、特に事故に遭いやすい子どもや高齢者を対象に、保育園・小学校やいきがいクラブなどでの交通安全教室を実施し、交通安全教育・啓発の強化に努めています。

今後も、関係機関・関係団体と協力し、交通安全運動や交通安全教室を展開しながら、住民の交通安全意識の高揚を図る必要があります。

## 交通事故発生件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生	217	277	207	160	125
死者	0	0	0	0	1
負傷者	275	382	268	208	151

資料：企画財政課

## 施策の方針

地域の意向などを踏まえ、交通安全施設の計画的な整備・改善を図るとともに、関係機関との連携により、学校や地域、職域などでの交通安全運動や交通安全指導を推進します。

## 施策の体系

交通安全対策の充実

- (1) 交通安全施設の整備
- (2) 交通安全教育・啓発の推進

## 施策の展開

### (1) 交通安全施設の整備

- ①カーブミラーや交通標識、ガードレールや道路標示など、交通安全施設の定期点検や危険箇所への設置を進めます。
- ②通学経路となる車道について、車両速度の低減に配慮した車道構造の促進を図ると同時に、歩車道の分離を進めます。
- ③交通信号機や横断歩道の設置を関係機関に対して要請するとともに、一方通行や時間帯規制などの交通規制については、地域との合意形成を図ります。

### (2) 交通安全教育・啓発の推進

- ①保育園や学校、いきがいクラブ、自治会などとの連携を図り、幼児や児童・生徒、高齢者などへの交通安全教育を強化します。
- ②乳幼児チャイルドシートの貸出を継続実施します。
- ③交通安全協会昭和支部・交通安全母の会

などとの連携による広報・啓発活動を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。

- ④違法駐車や各種交通違反の取り締まりの強化を、関係機関との連携を図り、推進します。

## 2 消防・救急体制の充実

### 現況と課題

本町の消防体制は、常備消防である甲府地区消防本部と消防団による非常備消防から構成されています。甲府地区消防本部は本町のほか、甲府市や甲斐市、中央市の3市1町で構成され、高機能消防指令センターの整備などにより複雑化、多様化する災害への対応を進めています。

町内の甲府南消防署昭和出張所には消防ポンプ自動車、高規格救急車がそれぞれ1台配備されており、必要に応じて甲府南消防署や他の管内出張所との連携を図り、緊急事態に対応する体制をとっています。

昭和町消防団は定員118人で、本部及び各地区12部で構成され、甲府地区消防本部と連携しながら、火災予防活動や初期消火活動などを行っているほか、小型ポンプ積載車の計画的な更新を進めるなど、地域の消防力の維持・向上に努めています。

今後、住宅などの増加に伴い、消火栓や防火水槽などの消防水利の確保を進めるほか、消防施設・設備の定期的な更新とあわせて、住民の防火意識の高揚に努める必要があります。

救急医療体制では、県や中巨摩医師会

等、また、広域での連携として甲府市医師会救急医療センターなどで休日や夜間の救急患者に対応するとともに、山梨県救急医療情報センターにおいて、初期救急医療から三次救急医療までの当番診療機関等の情報を提供しています。

なお、救命現場における応急手当が重要であることから、甲府南消防署では救命救急法講習会の実施に努めています。今後、医療機関やその他関係機関との連携による救急医療体制の充実を図るほか、住民による応急手当など、救命救急法技術の普及促進が望まれます。

### 施策の方針

消防設備・施設などの計画的な更新・整備を図ると同時に、消防団活動の充実による地域の消防力強化を図ります。また、関係機関との連携により、救急医療体制を強化するほか、救命救急技術の普及に努めます。

### 施策の体系

消防・救急体制の充実

- (1) 消防と救急医療体制の強化
- (2) 地域での消防・救急活動の促進

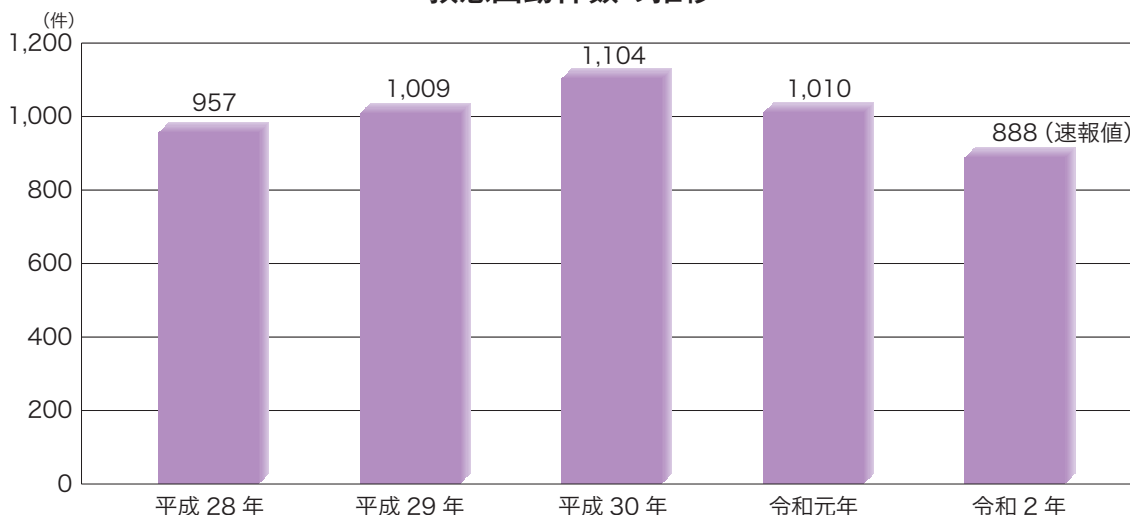
### 施策の展開

#### (1) 消防と救急医療体制の強化

- ① 広域的な連携により、消防車両や消防施設・設備の計画的な更新・整備、並びに消防計画を踏まえた組織・機構の充実などを進め、常備消防体制の強化を図ります。
- ② 地域性や住宅事情などを考慮しながら、消火栓などの計画的な設置や貯水槽の耐震診断などを進めます。
- ③ 関係機関との広域的な連携により、休日・夜間の医療体制や救急医療体制の強化を進めます。
- ④ 広域的な連携を図り、各種研修の機会を活用し、消防および救急業務の多様化・高度化に対応できる人材の育成・確保を図ります。

### 救急出動件数の推移

資料：企画財政課





## (2) 地域での消防・救急活動の促進

- ① 消防団の消防装備の充実に努めるほか、消防団員の確保および処遇の改善に努めます。また、各種訓練や研修機会を拡充し、消防団員の資質向上に努めます。
- ② 関係機関の協力を得ながら、消防査察による出火防止の指導を進めると同時に、地域での火災予防運動や初期消火訓練などに努めます。
- ③ 救急医療機関や救急処置に対する知識の普及や情報提供に努めます。また、主要な公共施設や商業施設に設置されている自動体外式除細動器（AED）の使用法の普及を図ります。
- ④ 消防詰所および資機材などの整備、修繕、補修を計画的に推進します。

## 第2節

### 災害に強いまちづくりの推進

#### 1

#### 防災体制の強化

##### 現状と課題

本町をはじめ山梨県の多くの地域は、近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震の地震防災対策強化地域に指定されています。平成17年度の上野原市東海地震被害想定調査によると、本町では震度5強から震度6弱が予測されています。

本町では、こうした災害の可能性を踏まえ、昭和町地域防災計画により災害予防対策や応急対策、復旧対策の強化に努めてい

ます。

現在、関係機関と協力しながら、総合防災訓練を実施し、被害を最小限に止める的確な行動の定着に努めているほか、学校や各地区などで防災訓練を実施しています。

また、避難所施設の確保や備蓄食糧、救助用具などの定期的な点検を行っているほか、家庭での飲料水・食料の備蓄の呼びかけを行っています。

さらに、押原公園が広域的な防災拠点になっていることから、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫を整備し、常永小学校、西条小学校にも飲料水兼用耐震性貯水槽を整備しました。

災害時には、住民や行政の適切な行動が求められることから、災害初期における行動マニュアルの整備や内容の周知徹底を図る必要があります。あわせて、地区の自主防災組織の強化や住民の防災意識の高揚などにより、地域の防災力の向上を図ることが求められます。

##### 施策の方針

防災体制の計画的な整備を進めると同時に、住民の防災意識の高揚を図ります。また、地域防災計画の見直しおよび地域での防災体制の強化を図り、関係機関との連携を含めた総合的な防災対策を確立します。

##### 施策の体系

防災体制の強化

(1) 総合的な防災対策の推進

(2) 地域の防災力の向上

## 施策の展開

### (1) 総合的な防災対策の推進

- ① 国土強靱化地域計画を策定し、国、県、関係機関等と連携し災害に強い地域づくりを推進します。
- ② 防災会議を定期的で開催し、地域の実情を考慮しながら、地域防災計画の適時点検・見直しを図ると同時に、災害時の初動マニュアルなどの整備を進めます。
- ③ 防災関係機関などとの連携体制を強化し、防災協定などの締結や連絡体制を整えます。

### (2) 地域の防災力の向上

- ① 地域での自主防災組織の設置を進めるほか、防災訓練などでの指導を通じて、組織の育成を図ります。
- ② 自主防災組織に対し、初動マニュアルや避難行動要援護者の支援体制の整備に向け、官民協働の体制づくりに努めます。
- ③ 自主防災組織が非常食や防災資機材を整備する経費に対し、昭和町自主防災会資機材等整備事業費補助金を交付し、地域の防災力の向上に努めます。
- ④ 関係機関や住民、事業者との連携を図り、定期的な防災訓練を実施します。
- ⑤ 防災についての広報・啓発活動を推進し、家庭での食料の備蓄や非常持ち出し品の準備、避難所などの周知に努めます。
- ⑥ 宅地の造成など住宅地の開発動向にあわせた、防災行政無線の屋外拡声器の増設を検討します。

## 2 防災まちづくりの推進

### 現況と課題

町内の主要河川は釜無川流域の常永川や笛吹川流域の山伏川、神明川、渋川、鎌田川などがあります。今後の都市化の進展により、雨水の流出量の増加が懸念されています。

そのため、河川改修により護岸や河道の整備を進めていますが、今後も引き続き、河川整備による排水の改善を図るとともに、雨水一時貯留施設などの整備を進め道路や農地、宅地などの水害による被害防止を図る必要があります。

本町には木造密集市街地など、地震に伴う火災による延焼拡大が想定される地域はみられません。細かい道路などにより、消防活動に支障をきたす可能性のある場所が一部にみられます。そこで、開発指導要綱などにより、道路の幅員確保などの指導を行っているほか、十分な補強がなされていないブロック塀については、生け垣化の補助等により解消に努めています。

また、地震対策として昭和56年の建築基準法改正以前の住宅について、県や国の制度などを活用した木造住宅耐震診断及び耐震改修等耐震支援事業の制度や、空き家対策特別措置法の動向を検討・活用するなどして、街並みの安全性を高め、災害発生時の被害をできる限り小さくするための取り組みを促進すると同時に、家庭でできる備えを呼びかけることなどが求められます。

## 施策の方針

河川改修の促進など総合治水対策を推進すると同時に、災害時の被害を減少させる街並みの整備や建物の耐震化などまちの防災性を高め、災害に強いまちづくりを進めます。

## 施策の体系

防災まちづくりの推進

- (1) 治水対策の促進
- (2) 災害に強いまちの形成

## 施策の展開

### (1) 治水対策の促進

- ①河川改修や雨水排水、雨水一時貯留施設などの整備を進め、排水不良による冠水や河川洪水などからの被害の低減を図ります。
- ②常時冠水の危険性が高い地域については、排水計画など関係機関と十分な協議・検討を行います。

### (2) 災害に強いまちの形成

- ①ブロック塀などの補強や狭隘道路の拡幅など、地震被害を防ぐ街並みづくりを地域に対して働きかけます。
- ②家庭などへの広報・啓発活動を推進し、耐震診断や耐震補強、家具の固定など安全な住まいの普及に努めます。
- ③木造住宅耐震診断や木造住宅耐震化補助制度、建築物耐震化促進事業費補助制度の情報提供と啓発に努めるほか、空き家等の実態を把握し、管理について空き家

対策特別措置法の動向を踏まえ、意識啓発などを推進します。

## 第3節

### 健全な社会環境の維持

## 1 防犯対策の充実

### 現状と課題

本町における令和2年の刑法犯認知件数は191件で、人口千人当たりの発生率は県内でも高い状況が続いています。

本町では、平成17年度に新たに安全・安心なまちづくり条例を制定するとともに、住民や関係団体、関係機関の連携を図りながら、防犯などのネットワークづくりを行っています。

本町の刑法犯罪はショッピングセンターなど商業施設や駅などを中心に発生していることから、南甲府警察署や昭和国母交番、押原小井川交番などの警察官や地域住民による防犯パトロールを強化しています。

小学校では、オートロック方式の採用や防犯カメラの設置などを進め、学校施設の安全性の向上を図っています。加えて、児童・生徒の下校時における専門交通指導員や防犯・防災アドバイザーによる巡回、「こども110番の家」の設置、防犯灯の設置や維持・補修の補助など犯罪の起こりにくい環境づくりに努めています。

防犯対策では、地域住民の関心や住民一人ひとりの防犯意識の高揚が重要となるこ

とから、地域との連携や広報などによる啓発活動を推進することが求められます。

さらに、住民や企業の協力なども得ながら、防犯パトロールを強化すると同時に、防犯灯の設置促進や防犯の視点に配慮した公園整備など、犯罪の起こりにくい地域環境の整備を図ることが求められます。

### 施策の方針

関係機関や防犯団体との連携を図り、まちぐるみで防犯体制を強化するとともに、地域や学校、企業の協力を得ながら、防犯パトロールなどの防犯活動を推進します。また、防犯灯の計画的な設置や公共施設などの安全対策を進め、犯罪の起こりにくい地域環境の整備に努めます。

### 施策の体系

防犯対策の充実

- (1) 防犯体制の強化
- (2) 防犯活動の促進

### 施策の展開

#### (1) 防犯体制の強化

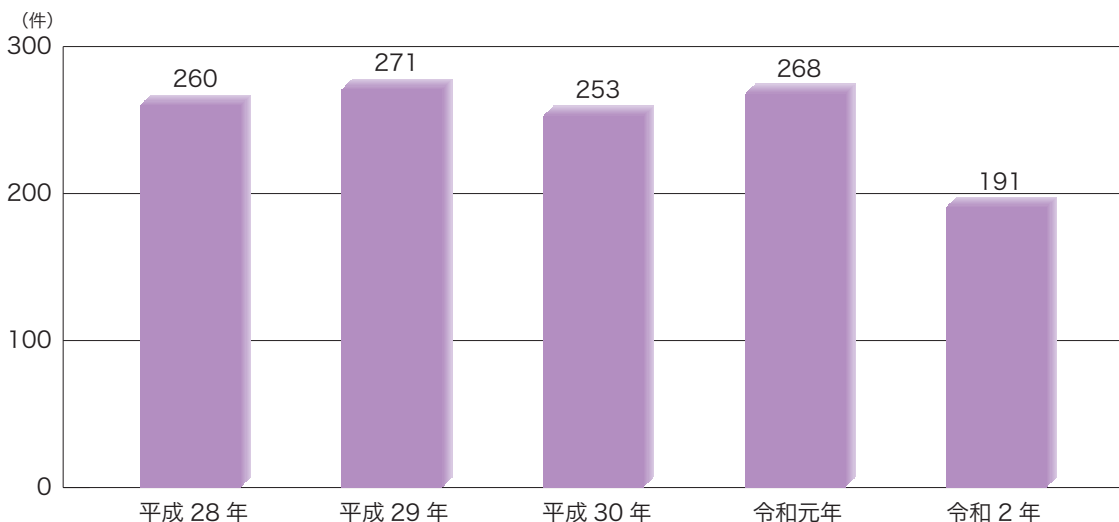
- ①安全・安心なまちづくりを目指して、自主防犯団体や防犯ボランティアの活動を南甲府警察署と連携を図りながら支援します。
- ②関係機関との連携を図り、犯罪被害に対する相談・支援についての情報提供を充実します。
- ③学校や児童館、公園、遊び場など、子どもが利用する施設や場所については、防犯に配慮した施設・設備の整備や環境づくりに努めます。

#### (2) 防犯活動の促進

- ①自主防犯団体や自治会、学校、PTAなどとの連携を図り、地域での防犯パトロールや「こども110番の家」の設置などを促進します。
- ②犯罪被害を防止するための広報・啓発活動を強化するとともに、地域の要望や実情を踏まえ、防犯灯の整備を促進します。

昭和町における刑法犯認知件数の推移

資料：企画財政課





## 2 消費者保護の充実

### 現況と課題

高齢者や若年者を対象とした架空請求詐欺や悪質商法に関するトラブルが増加しています。また、犯罪の手口も携帯端末やネットバンキングを利用するものなど多様化の傾向にあり、今後ますます消費者保護に関する施策の充実が求められます。

本町は、消費者庁がすすめる地方消費者行政の施策に基づき、広報誌やホームページ、防災行政無線を活用し、架空請求詐欺や悪質な訪問販売、インターネットに関連した詐欺など、被害の広がる犯罪についての情報提供に努めています。

また、消費者保護に関するチラシを配布するなど、関係機関の協力を得ながら、被害防止に向けた広報・啓発活動を積極的に進めています。

今後も、消費者問題についての広報・啓発活動の強化に努めると同時に、山梨県県民生活センターや消費生活協力員など関係機関との連携を図りながら、消費生活についての相談・指導体制を強化し、トラブルの解決や未然防止に努める必要があります。

### 施策の方針

消費生活に関する広報・啓発活動や情報提供に努めるとともに、山梨県県民生活センターなどとの連携を図りながら、消費生活についての相談・指導体制の強化を図ります。

### 施策の体系

消費者保護の充実

- (1) 情報提供の促進
- (2) 消費者相談の充実

### 施策の展開

#### (1) 情報提供の促進

- ① 広報・啓発資料の配布やホームページなどを通じて、契約や商品に関する知識の周知を図るほか、犯罪被害やトラブルの未然防止に努めます。
- ② 生涯学習などの機会を活用し、安全な消費生活や消費者保護に関する情報提供、研修機会の提供に努めます。
- ③ 山梨県県民生活センターなどとの連携を図り、安全な暮らしや消費者被害情報などに関する情報把握に努めるとともに、広報誌やホームページなどによる情報提供に努めます。

#### (2) 消費者相談の充実

- ① 消費生活相談などの充実を図るとともに、消費生活協力員の研修機会や情報交換の機会を拡充します。
- ② 山梨県県民生活センターなどとの連携を図り、複雑な問題や苦情などに対する相談・指導に努めます。

## 第1節

## 住民主役のまちづくりの推進

## 1 公聴・広報体制の整備

## 現状と課題

本町の公聴活動では、町民意見提出制度「ひとりの声」や毎月1回「町長との語り合いのとき」を設定し、町政への意見や要望の把握を行うとともに、パブリックコメントなどを行っています。

広報活動については「広報しょうわ」を月1回、「議会だよりしょうわ」を年4回程度発行しているほか、事業内容に応じて担当課・係で広報物の配布を行っています。あわせて、ホームページやSNSの活用などにより、最新情報の提供に努めています。

今後も、情報公開条例や個人情報保護条例等に基づき個人の権利・利益を保護しつつ、情報の適切な管理と公開に努める必要があります。

さらに、ホームページやSNSの有効活用を進めるほか、まちづくりの課題やテーマに応じて、効率的で、効果的な公聴・広報システムの構築を図ることに努める必要があります。

特に、地方分権社会においては、まちづ

くりの主役である住民が「自ら考え自ら行動する」ことが基本となることから、政策形成過程における積極的な情報公開や意見の収集機会を拡大し、住民と行政とのパートナーシップの形成を目指す必要があります。

## 施策の方針

わかりやすく、親しみやすい公聴・広報に努めるとともに、情報社会に対応した公聴・広報システムの構築を進めます。また、個人情報の保護に配慮しながら、積極的な情報公開や意見収集に努め、住民と行政とのパートナーシップの形成を目指します。

## 施策の体系

公聴・広報体制の整備

- (1) 公聴活動の充実
- (2) 広報活動の充実
- (3) 情報公開の推進

## 施策の展開

## (1) 公聴活動の充実

- ① アンケートや各種委員会、審議会、説明会などの機会を活用し、政策などについての公聴活動を進めます。
- ② 協働政策評価の結果などを積極的に活用し、住民意向の把握に努めるほか、町政

に対する意見や要望、提言を幅広く把握する仕組みを確立します。

## (2) 広報活動の充実

- ① 庁内の情報収集体制を強化し、迅速な情報提供を推進するほか、わかりやすい誌面の工夫などにより、広報誌や議会だよりの充実を図ります。
- ② ホームページや SNS の内容を充実すると同時に、利用端末に応じた画面編集や迅速な情報更新に努めます。また、CATV 等を活用した地域に密着した親しみやすい情報提供方法を検討します。

## (3) 情報公開の推進

- ① 行政情報の積極的な公表と公開を推進し、行政の説明責任を徹底します。
- ② 国の法制度の動向も踏まえ、個人情報保護の徹底を図ると同時に、自己情報開示制度などの普及を図り、個人情報の適正管理に努めます。

# 2 まちづくり推進体制の充実

## 現況と課題

今日のまちづくりでは、住民と行政がともに役割を担い合いながら進める協働型のまちづくりが期待されています。このようなまちづくりを進める上では、住民が地域に愛着と誇りを持って、自発的に参加することができる機会や体制づくりを進める必要があります。

本町では転入者の増加が続き、町に対する愛着感や定住意向は高いものの、既存の

まちづくり活動の担い手となる組織は高齢化や人員不足の状況が見られることから、様々な機会を活用してまちづくり活動への参加を促進する必要があります。

平成10年に特定非営利活動促進法が施行されたことを契機として、全国的にまちづくりにかかわる非営利活動団体（NPO 法人）が設置され、従来、主に行政が担ってきた分野において、住民が主体的に活動する動きもみられます。町内においても、福祉分野などで NPO 法人が活躍していることから、今後、住民のまちづくりへのより積極的な参加に向けて、情報提供や活動の支援に努める必要があります。

さらに、まちづくりについて考え、自ら企画し、活動できる機会を拡充し、まちづくりグループの育成を図ることなども期待されます。

## 施策の方針

住民のまちづくりへの参画意識の醸成に努めるとともに、まちづくりについて考え、参加できる機会の拡充に努めます。また、住民のまちづくりへの主体的な取り組みを支援します。

## 施策の体系

まちづくり推進体制の充実

- (1) 協働型まちづくり体制の確立
- (2) まちづくり活動の支援と人材の育成

## 施策の展開

### (1) 協働型まちづくり体制の確立

- ① 計画段階から評価に至るまでの政策過程全般にわたり、住民や地域からまちづくりの課題や提言および提案から実施までを担うことのできる仕組みや事業選択に関与できる機会などを創出します。
- ② 各種審議会や委員会などでの住民公募を促進し、住民の意見・提言を反映する機会を拡充します。
- ③ 様々な住民のアイデアや参加による、自主的なまちづくり活動の組織化や活動支援に努めます。

### (2) まちづくり活動の支援と人材の育成

- ① 主体的にまちづくりに取り組む団体やサークルの学習機会や活動に関する情報提供や交流の場づくりを拡充します。
- ② 企業と地域住民との交流を促進し、地域資源を活用したまちづくりを検討します。

## 3 人権尊重と男女共同参画の推進

### 現況と課題

国際化・情報化・高齢化等に伴い、生命・身体の安全にかかわる問題や、社会的身分・人種・民族・信条・性別・障がい等による不当な差別、その他の人権侵害が存在し、新たな課題も生じてきています。

本町は、これまで学校教育や社会教育などを通じて、人権教育の推進に努めているほか、国の人権擁護委員などとの連携によ

り、人権問題に関する啓発活動を進めています。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法の浸透や男女の役割意識の変化などにより、女性のライフスタイルは変容し、女性は様々な分野で活躍しています。しかし一方では、家事や介護、子育ての負担や女性雇用など、女性の社会参加に向けて解決すべき課題も残っています。DV防止法や育児・介護休業法、子ども・子育て支援法や女性活躍促進法など、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性を十分に発揮することができる社会の実現に向けての制度改正も進められました。

本町では、平成24年度に男女共同参画プラン「共に生き活き輝け昭和」を策定し、昭和町男女共同参画推進委員協力のもと、男女の性別に関わらずそれぞれの人権を尊重しながら、その能力を最大に発揮する地域づくりに努めています。今後も、男女共同参画プランの着実な推進を図ると同時に、適時評価、見直しを行いながら、総合的な施策の展開を図る必要があります。

### 施策の方針

人権についての総合的な教育・啓発を推進し、家庭や学校、地域、職域での人権尊重の理念の普及、定着に努めます。また、男女共同参画プランの着実な推進と評価、見直しを行いながら、男女共同参画のまちづくりに向けた取り組みを推進します。



## 施策の体系

人権尊重と男女共同参画の推進

- (1) 人権尊重に向けた啓発の推進
- (2) 権利擁護の強化
- (3) 男女共同参画意識の啓発

## 施策の展開

### (1) 人権尊重に向けた啓発の推進

- ① 学校やその他関係機関との連携を図りながら、学校教育や社会教育での人権教育を進めます。
- ② 人権擁護機関などとの連携を図りながら、人権問題に関する情報提供やあらゆる差別の撤廃に向けた啓発活動を進めます。

### (2) 権利擁護の強化

- ① 生活環境整備や保健・福祉事業などを効果的に運用しながら、生活環境や福祉の向上を図ります。
- ② 教育や福祉などの関連諸施策との連携を図りながら、いじめや虐待など人権侵害についての相談体制を充実します。
- ③ 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の有効活用を促しながら、高齢者や障がいのある人などの権利擁護を図ります。

### (3) 男女共同参画意識の啓発

- ① 学校教育や社会教育など様々な機会を通じて、男女共同参画に関する教育を進めます。
- ② 地域での学習会や講演会などを開催し、男女共同参画についての意識啓発に努めるほか、男女雇用の均等などについての

啓発・指導に努めます。

- ③ 男女共同参画プランの着実な推進を図るとともに、定期的な評価や評価結果の公表を行います。また、必要に応じて適時見直します。
- ④ 関係機関との連携を図りながら、審議会や委員会などへの女性の参画を促進すると同時に、女性の社会参加や自立支援するための相談・情報提供などの充実を図ります。

## 第2節

### ふれあいのある地域づくりの推進

## 1 コミュニティ活動の促進

### 現状と課題

本町の自治会組織は12地区から構成され、町の広報誌等の配布など、行政運営における大きな役割を担っています。

また、各地区での様々な行事などについても自主的に運営し、地域住民の暮らしの中心的な場として大切な役割を果たしています。

現在、自治会はコミュニティと行政とのパイプ役を果たしていますが、近年の都市化や生活スタイルの多様化に伴い、住民の地域への関わり方が変化し、自治会組織への参加が低下してきています。今後こうした傾向は一層強まることが予想されます。

しかしながら、防犯・防災活動においては、今まで以上に自治会組織の役割が重要になると考えられ、様々な機会を活用して住民相互の交流を促進する必要があります。

また、地域の自主性に配慮しながら、コミュニティと行政との役割分担などを検討し、安全で安心して暮らせる地域づくりに向けて、コミュニティ活動を促進する必要があります。

そこで、地域での活動拠点の確保や行政区と行政の連携強化など、住民の主体的な活動を促進するための条件整備に努める必要があります。

### 施策の方針

地域での住民相互の交流を促進しながら、地域のニーズに密着した様々なコミュニティ活動を支援します。また、コミュニティ活動の拠点となる施設・設備の計画的な整備・充実や自治会と行政との連携強化を図り、地域の主体的なまちづくりに努めます。

### 施策の体系

コミュニティ活動の促進

- (1) 自主的な地域活動の促進
- (2) コミュニティ活動の条件整備

### 施策の展開

#### (1) 自主的な地域活動の促進

- ①自治会活動への支援を通じて、住民相互の交流を促進すると同時に、地域課題を

解決するための自主的な活動を支援します。

- ②福祉活動や学習・スポーツ、環境美化、防犯・防災など、様々な分野やテーマでのコミュニティ活動を支援します。
- ③地域活性化一括交付金により、地域の個性を活かした特色あるまちづくりを支援します。

#### (2) コミュニティ活動の条件整備

- ①コミュニティ施設の改修・整備を支援すると同時に、バリアフリー化などの促進に努めます。
- ②コミュニティと行政との役割分担を進めると同時に、コミュニティが地域の課題解決や公共的な活動に主体的に取り組むことができる支援策を検討します。
- ③高齢者等の居場所づくりや生きがいづくりなどのコミュニティ活動を支援します。

## 2 多様な交流の促進

### 現況と課題

本町は国内外の都市と友好都市提携などは締結していませんが、峡中地区において中国四川省の都江堰市と提携しています。しかし、現在のところ、住民の関わった継続的な交流には至っていません。

本町の国際交流では、任意団体である「昭和町国際交流を進める会」が中心的な役割を担っており、ボランティアによるレクリエーションや外国語教室などを開催し、交流事業などを展開しています。

本町の在住外国人は、700人台で推移し、人口の約3.6%を占めています。地域における外国人との交流は、異なる文化や生活習慣を理解する上で大切な役割を果たします。今後も、在住外国人との交流を促進すると同時に、外国語表記の拡大や通訳ボランティアの育成など、外国人に配慮した環境整備をしながら、住民主体の国際交流を推進することが期待されます。

また、本町は、民間業務委託による外国語指導助手（ALT）を採用し、町内の小・中学校での語学や文化を学ぶ機会を提供するとともに、青少年海外派遣事業を実施し、国際感覚を備えた人材の育成に努めています。

今後、国際化はますます進むと予想されることから、学校教育や社会教育などとの連携を図りながら、他国の語学や文化を学ぶ機会を拡充することが求められます。

### 施策の方針

住民の国際理解についての学習機会を拡充するとともに、住民主体の国際交流を促進します。また、地域の交流資源を活用し、国内外との交流を推進するための体制づくりを進め、多様な交流機会の創出に努めます。

### 施策の体系

多様な交流の促進

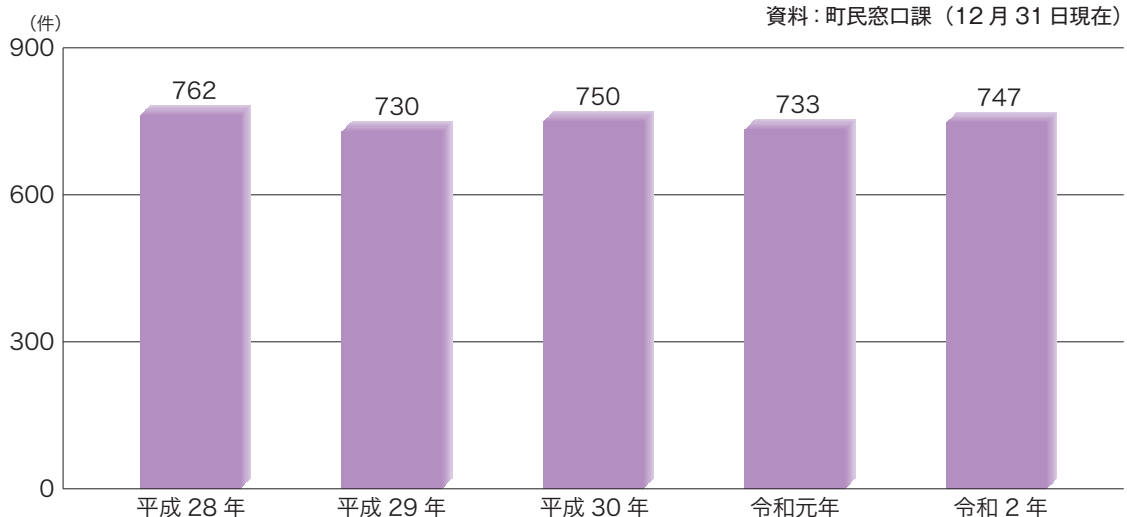
- (1) 国際理解の促進
- (2) 外国人の受け入れ環境の整備

### 施策の展開

#### (1) 国際理解の促進

- ① 昭和町青少年海外派遣事業の有効活用を促進し、青少年をはじめとした住民の国際理解の促進に努めます。
- ② 「昭和町国際交流を進める会」による語学教室や交流イベントなどを支援し、町

### 町内外国人登録者数の推移



内の外国人との交流や異文化についての理解の機会を拡充します。

- ③小・中学校での外国語指導助手（ALT）による英語教育を推進するとともに、ICTを活用した国際理解教育の充実に努めます。
- ④町内在住の外国人に対して、地域での行事や活動などへの参加など、地域での交流機会の拡充を促進します。

## （2）外国人の受け入れ環境の整備

- ①「昭和町国際交流を進める会」の活動を支援し、通訳や相談など交流を支えるための住民のボランティア活動を促進します。
- ②町を紹介する外国語表記のホームページやパンフレットの整備を進めるほか、外国語による説明や案内表示の整備に努めます。
- ③多言語による防災マップの周知とSNSでの防災情報の提供を図ります。

## 第3節

### 自律的で活力ある行政の確立

#### 1 行政運営の充実

##### 現況と課題

現在、国では地方分権と行財政改革の方針のもと、三位一体の改革を進め、地方交付税の見直しや国庫補助負担金の改革などを進めています。

一方で、少子高齢社会への対応や住民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズは複雑化し、行政の対応する領域も拡大しています。

そのため、組織・機構の見直しや職員研修の充実、事務事業の適時見直しなどを進め、利用者のニーズを踏まえた効率的なサービスの提供を図っています。

本町は、平成17年度に行財政改革審議会や行財政改革推進本部を設置し、直面した課題や中長期的に取り組む課題を整理し、4次に渡る行財政改革計画として推進してきました。今後は、第5次行財政改革大綱を定め、事務事業の見直しや行政サービスの負担の再検討などを進め、人材育成と財政の健全化を図り、新たな行政ニーズへの対応と持続的な発展に向けた体制づくりを進める必要があります。

さらに、職員研修による政策形成能力の向上や職員配置の適正化などを進め、新たな行政課題への対応力を高めることが求められます。



加えて、まち・ひと・しごと創生法に基づき令和2年3月に策定した、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」\*を着実に推進し、持続可能な成長と選ばれるまちづくりが期待されます。

\* 平成26年9月、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方公共団体においても、人口動向を分析し、将来展望を示す「地方人口ビジョン」と、それを基に、今後5か年の目標、施策の基本方針を示す「地方版総合戦略」

## 施策の方針

行財政改革大綱に基づき、行政課題の変化に応じた組織・機構の見直しを進めるとともに、協働政策評価や職員研修の充実などにより、行政のマネジメント機能の強化や職員の政策形成能力の向上に努めます。加えて、地方創生の取り組みを推進し、魅力あるまちづくりを図ります。

## 施策の体系

行政運営の充実

- (1) 住民サービスの向上
- (2) 行政組織の機能強化
- (3) 職員研修と人事管理の充実
- (4) 行財政改革の推進体制の強化
- (5) 地方創生への取り組み

## 施策の展開

### (1) 住民サービスの向上

- ① 手続きの簡素化や権限移譲に伴う職員の総合的な相談対応力を強化し、窓口サービスの向上に努めます。
- ② 職員の接遇の向上や施設環境の改善に努め、住民に親しみやすい役場づくりを進めます。

### (2) 行政組織の機能強化

- ① 地方分権などの動向を見据え、必要に応じて組織・機構の見直しを図り、権限移譲や迅速な意思決定に対応できる組織の構築に努めます。
- ② 協働政策評価により、取り組み成果の把握や迅速な見直しを進めると同時に、行政の説明責任の向上を図ります。
- ③ 職員のアイデアや提言などを活用し、施策への柔軟な反映に努めます。
- ④ セキュリティポリシーの運用体制を適宜見直し、情報機器、電子情報の適切な管理を進めます。また、職員への情報セキュリティ教育を充実し、個人情報保護の強化に努めます。
- ⑤ マイナンバー制度の開始に伴い、運用管理等についての検討や体制整備に努めます。
- ⑥ ICT技術を活用し、業務の効率化を図り、オンラインでの意見交換会や会議などの実施体制づくりについて検討します。

### (3) 職員研修と人事管理の充実

- ① 市町村アカデミーや庁内研修などの職員の研修機会を拡充し、政策形成能力や専門的な能力の向上に努めます。

- ②定員適正化計画に基づく効率的な人事管理を進めるとともに、人事評価制度の運用を行います。
- ③職員研修計画に基づき、中長期的な視点で行政経営を担うにふさわしい意識や行動、能力を備えた職員の育成・確保に努めます。
- ④職員の健康管理を充実し、疾病などによる職務の停滞の防止及び業務効率の向上に努めます。

#### (4) 行財政改革の推進体制の強化

- ①行財政改革大綱実施計画（アクションプラン）を策定し、行財政改革審議会や行財政改革推進本部の活動を推進し、まちぐるみで行財政改革に取り組むための体制を強化します。
- ②行財政改革の進捗状況を適時、住民に周知し、住民意向の把握に努め、適切な見直しを行います。

#### (5) 地方創生への取り組み

- ①第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた事業の着実な推進を図り、産業の振興、住環境の整備などにより定住できる暮らしやすい町づくりに努めます。

## 2 健全な財政運営の推進

### 現況と課題

本町では、優れた交通立地の特性を活かし、国母・釜無の両工業団地の整備や土地区画整理事業などによる宅地形成により、これまで安定した財政運営を維持してきま

した。

しかし、厳しい経済状況を背景に、以前のような大幅な税収増は期待できない一方で、扶助費や公債費の義務的経費の増加、福祉・環境、防災対策、教育施策で新たな支出の増加など、今後も行政需要の増大は避けられない状況にあります。加えて、令和2年からは、新型コロナウイルス感染症への対策としての緊急的な財政支出等もあり、今後に向けて財源確保は重要な課題となります。

このような状況の中で、本町は、地域力活性化交付金制度を導入するなど補助金制度の一部見直しや業務の民間委託、公共施設の管理・運営方法などの検討を進めています。

今後も人口増加に対応した都市基盤整備や生活環境整備、地方分権に伴う財政負担の増加などを考慮すると、自律したまちづくりのためには行財政運営のさらなる効率化に向けての取り組みが求められます。

健全な財政運営を維持していくには、業務の民間委託や事業の優先性に基づく厳選化、有利な制度・事業の活用に積極的に努め、経費の節減を図らなければなりません。

さらに、行政サービスにおける受益者負担の見直しやまちづくりにおける住民と行政との役割分担などを進めながら、財政基盤の強化に努める必要があります。

### 施策の方針

行財政改革の推進を図り、事業の費用対効果を踏まえた事業採択、歳出削減のためのコスト管理の徹底を図ります。また、住民と行政との役割分担や受益者負担の適正化

などを進め、収納体制を強化し、財源確保に努め健全で安定的な財政運営を進めます。

### 施策の体系

健全な財政運営の推進

- (1) 計画的で効率的な財政運用
- (2) 経費節減と受益者負担の適正化

### 施策の展開

#### (1) 計画的で効率的な財政運用

- ① 総合計画や各種計画と連動した予算編成を徹底するとともに、施策全体の整合性や事業の連携を考慮した効率的な予算編成を検討します。
- ② 効率的で透明性の高い行政運営を推進するほか、事業の費用と成果・効果なども考慮した予算編成について研究・検討します。
- ③ 地方税財政制度改革や補助制度などの動向を総合的に勘案しながら、財政運用の指針を明確にして投資効果の高い財政運用に努めます。
- ④ 町内の事業者や関係機関と連携しながら、ふるさと納税制度の運営体制を充実するなど自主財源の確保を図ります。

#### (2) 経費節減と受益者負担の適正化

- ① 公共施設の管理などについて指定管理者制度などによる民間委託を促進し、効率的な維持管理体制を確立します。
- ② 時流に即した事務事業の見直しとあわせて負担のあり方を検討し、使用料や補助金などの適正化や基準の明確化を進めます。

- ③ 使用料や補助金の見直しに当たっては、公平性や透明性の観点から、議会等との協議・検討を充実します。
- ④ 県等の関係機関と連携し、滞納者への納税指導等を推進し、収納率の向上に努めます。
- ⑤ 公平な納税を推進するため、納付状況の確認ときめ細やかな納付相談を行い、徴収困難案件の解消に努めます。

## 3 広域連携の推進

### 現況と課題

社会経済の変化や道路・交通網の整備に伴い、住民の生活行動や経済活動は広域化、複雑化しています。そのため、効率的な行政運営の観点からも、周辺自治体との広域的な連携が不可欠となっています。

本町は現在、甲府地区広域行政事務組合や中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合に参画し、事務事業の広域的な調整や効率的な事業の運営などに努めています。

本町は、自律したまちづくりを進めていますが、地方分権が進む中で、広域的な連携により、共通の行政課題に対応する必要性はますます高まると想定されます。

そこで、地方制度調査会の動向などを踏まえ、各自治体の役割や機能を明確にしながら、新たな広域ネットワークの形成や広域的連携事業の可能性を検討する必要があります。



## 施策の方針

広域事務組合の組織・機能や構成、自治体相互の連携を強化するとともに、時代に即した新たな広域連携事業を模索し、地域の活性化を図ります。

## 施策の体系

広域連携の推進

### (1) 広域行政の推進

## 施策の展開

### (1) 広域行政の推進

- ① 甲府地区広域行政事務組合や中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合などの構成自治体との連携を強化するほか、行政ニーズなどに応じた柔軟な協力関係を確立し、広域的な行政課題への対応を強化します。
- ② 周辺自治体の意向などを踏まえ、広域事務組合のあり方や運営方法を検討します。あわせて、今後の広域圏の位置づけや広域行政のあり方を検討します。

